

7. 研究所関係資料

1. 設立の経緯

東京文化財研究所は、2001（平成13）年4月1日に東京国立文化財研究所が独立行政法人化され独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所となった。その前身である東京国立文化財研究所は、1952（昭和27）年4月1日に発足し、その母体となったものは、昭和5年に創設された政府機関の帝国美術院附属美術研究所である。

この美術研究所は、1924（大正13）年7月、帝国美術院長子爵故黒田清輝の遺言により美術奨励事業のために寄附出損した資金で遺言執行人が選択決定した事業である。すなわち遺言執行人代表伯爵樺山愛輔は、故子爵の遺志にしたがってこの資金で行うべき事業の選択を伯爵牧野伸顕に一任した。牧野伯爵は帝国美術院長福原鏝二郎及び東京美術学校長正木直彦とはかって諸方面の意見を徴し、またわが国美術研究の必要に照らして次の事業を行うこととした。

- (1) 美術に関する基礎的調査研究機関として美術研究所を設けること。
- (2) 黒田子爵の作品を陳列して同子爵の功績を記念すること。
- (3) 前二項の目的を達するために適当な建物を造営すること。
- (4) 事業成立の上は一切これを政府に寄附すること。

2. 年代別重要事項

期 日	事 項
昭和元年12月25日	前期の事業を遂行するため委員会が組織され、東京美術学校長正木直彦が委員長に就任し、美術研究所事業については東京美術学校教授矢代幸雄、黒田子爵作品陳列については東京美術学校教授久米桂一郎・同岡田三郎助・同和田英作・同藤島武二及び大給近清、建物造営については東京美術学校教授岡田信一郎、会計事務については遺言執行人打田伝吉を各委員として事務を分掌進行させた。
昭和2年2月1日 同年10月28日	美術研究所準備事業を開始した。 東京市上野公園内に鉄筋コンクリート造、半地階2階建、延面積1,192m ² の建物1棟を起工した（本館）。
昭和3年9月	前記の建物が竣工したので、黒田記念館と名付け、美術研究所開設のため必要な備品・図書・写真等の研究資料を設備し、また館内に黒田子爵記念室を設け、黒田清輝の作品を陳列した。
昭和4年5月29日	遺言執行人代表者樺山愛輔は、建物・設備・研究資料等一切の外に金15万円をそえて帝国美術院長に寄附を願い出た。
昭和5年6月28日 同年10月17日	勅令第125号により帝国美術院に附属美術研究所が置かれ、東京美術学校長正木直彦が同研究所の主事に補せられた。 美術研究所開所式を挙行了た。
昭和7年1月1日 同年4月18日	美術研究所の研究成果発表機関誌として、定期刊行物『美術研究』を創刊した。 株式会社朝日新聞社より明治大正美術史編纂費として本年から向う5か年間毎年5千円、合計2万5千円を帝国美術院に寄附したいとの申出があった。

期 日	事 項
昭和7年5月26日	帝国美術院はこの申出を受理した。 明治大正美術史編纂委員会規程を設け、美術研究所は明治大正美術史の編纂に関する事務を行うことになった。
昭和9年10月18日	毎年10月18日を開所記念日と定めた。
昭和10年1月28日	鉄筋コンクリート造、2階建、延面積129m ² の書庫が竣工した。
同年4月	『日本美術年鑑』の編纂事務を開始した。
同年6月1日	勅令第148号により美術研究所官制が公布された。 研究資料閲覧規程を制定し、閲覧事務を開始した。
昭和12年6月24日	勅令第281号により美術研究所官制中改正の件が公布され、従来、帝国美術院に附置されていたのを文部大臣の直轄に改められた。
同年11月29日	美術研究所長職務規程、美術研究所事務分掌規程が制定された。
昭和13年2月12日	木造、平屋建、延面積97m ² の写真室1棟が竣工した。
昭和19年8月10日	黒田清輝の作品、並びに写真原版を東京都西多摩郡小宮村谷間家倉庫に疎開した。
昭和20年5月28日	美術研究所の図書・諸資料全部を山形県酒田市本町1丁目日本間家倉庫3棟に疎開した。
同年7～8月	酒田市本間家倉庫に疎開した図書資料を爆撃の危険を避けるため、さらに酒田市外牧曾根村松沢世喜雄家倉庫・観音寺村村上家倉庫・大沢村後藤作之丞家倉庫にそれぞれ分散疎開した。
昭和21年3月29日	酒田市疎開中の図書・諸資料等の東京向け発送を終了した。
同年4月4日	酒田市疎開中の図書・諸資料等が東京に到着し、引揚げを完了した。
同年4月16日	東京都西多摩郡に疎開中の黒田清輝作品並びに写真原版の引揚げを完了した。
昭和22年5月3日	美術研究所官制が廃止され、国立博物館官制が制定された。美術研究所は同館の附属美術研究所となった。 国立博物館に保存修理課発足。同課内に保存技術研究室を置いた（保存科学部の前身）。昭和23年度より専任の職員を配置し、研究を開始した。研究室は国立博物館本館地下の修理室の一室（66m ² ）に設けた。
昭和25年8月29日	文化財保護法の制定にともない、美術研究所は文化財保護委員会の附属機関となった。 文化財保護委員会事務局設置にともない、保存科学研究室は国立博物館保存修理課から文化財保護委員会事務局保存部建造物課に所属換えとなった。
昭和26年1月31日	美術研究所組織規程が定められ、第一研究部・第二研究部・資料部・庶務室が置かれた。
昭和27年4月1日	文化財保護法の一部が改正、東京文化財研究所組織規程が定められ、美術部・芸能部・保存科学部・庶務室の3部1室が置かれ、美術研究所組織規程が廃止された。 また文化財保護委員会事務局保存部建造物課保存科学研究室も廃止された。
同年7月1日	芸能部研究室として東京藝術大学音楽学部邦楽科教室2室を同大学から借用し、研究を開始した。
昭和28年4月26日	保存科学部研究室として、東京国立博物館構内の倉庫132m ² を改造のうえ移転した。
昭和29年7月1日	東京文化財研究所組織規程の一部が改正され、東京国立文化財研究所となった。
昭和32年3月22日	東京国立博物館構内に木造、外部鉄網モルタル塗、平屋建、8m ² の保存科学部の薬品庫が竣工した。

期 日	事 項
昭和32年11月30日	従来の2階建書庫の上にさらに1階を増築3階建とし、増築分延面積71m ² が竣工した。
昭和34年4月30日	東京国立文化財研究所研究受託規程が定められ、この年度から受託研究が開始された。
昭和36年9月16日	東京国立文化財研究所組織規程の一部が改正され、従来の庶務室は庶務課となった。
昭和37年3月31日	東京国立博物館内に保存科学部庁舎（保存科学部実験室）として、鉄筋コンクリート造、2階建、延面積663m ² の建物1棟が竣工した。
同年7月1日	東京国立文化財研究所組織規程の一部が改正され、新たに保存科学部に修理技術研究室が置かれた。
同年7月20日	芸能部研究室は、保存科学部庁舎の竣工にともない、旧保存科学部庁舎に移転した。
昭和43年6月15日	文部省設置法の一部が改正され、本研究所は文化庁附属機関となった。
昭和44年8月23日	保存科学部庁舎に隣接して新営される別館庁舎（延1,950.41m ² ）の起工式が行われた。
昭和45年3月25日	前記の別館が竣工したので、同年5月26日竣工式が行われた。芸能部は、別館3階に移転した。
同年5月8日	保存科学部は別館の地階～2階に実験用機械類の移転据付を完了した。
同年6月29日	保存科学部庁舎の1階の様替工事に着手し、同年10月15日工事が完了した。
同年11月2日	所長及び庶務課は、本館から保存科学部庁舎の1階に移転した（本館は、美術部庁舎となる）。これにより研究所の所在地表示は「12番53号」から「13番27号」に変更された。
昭和46年4月1日	保存科学部庁舎及び別館の敷地2,658m ² を東京国立博物館から所管換された。
昭和48年4月12日	文部省設置法施行規則の一部が改正され、新たに修復技術部が設けられ4部1課となり、修復技術部に第一修復技術研究室及び第二修復技術研究室が置かれ、保存科学部修理技術研究室は廃止された。
昭和52年4月18日	文部省設置法施行規則の一部が改正され、情報資料部の新設により5部1課となり、情報資料部に文献資料研究室及び写真資料研究室が置かれ、美術部資料室は廃止された。
昭和53年3月20日	本館構内の写場等（木造、平屋建、延面積144m ² ）を取りこわし、情報資料部研究棟として、鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階、延面積569.95m ² の建物が竣工した。
同年4月5日	文部省設置法施行規則の一部が改正され、新たに修復技術部に第三修復技術研究室が置かれた。
昭和59年6月28日	文部省組織令が改正され、本研究所は文化庁施設等機関となった。
平成2年10月1日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、新たにアジア文化財保存研究室が置かれ、5部1室1課となった。
平成5年4月1日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、アジア文化財保存研究室は、国際文化財保存修復協力室となった。
平成7年4月1日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、国際文化財保存修復協力室が廃止され、新たに国際文化財保存修復協力センターが設置された。同センターには、企画室及び環境解析研究指導室が置かれ、1センター5部1課となった。
平成7年4月1日	東京藝術大学と「東京芸術大学大学院美術研究科文化財保存学専攻の教育研究に対する連携・協力に関する協定書」が交わされ、連携併任分野として独立専攻大学院文化財保存学専攻（システム保存学）が設置された。

期 日	事 項
平成9年10月1日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、国際文化財保存修復協力センターに保存計画研究指導室が置かれた。
平成12年2月4日	新営庁舎として、鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階、延面積10,557.99m ² （建築面積2,258.48m ² ）が竣工した。
同年2月21日	新営庁舎の竣工にともない、別館（庶務課・芸能部・保存科学部・修復技術部・国際文化財保存修復協力センター）部分の移転が開始された。
同年3月6日	新営庁舎の竣工にともない、本館（美術部・情報資料部）の移転が開始された。
同年3月22日	建設省関東地方建設局営繕部より、新営庁舎の外構工事、植栽等の引き渡しを受け、新営庁舎関係の工事が完了した。
同年5月11日	新営庁舎の竣工を記念し、開所記念式典を挙行了した。 この式典の挙行に際し、毎年5月11日を開所記念日と定めた。
平成13年3月29日	黒田記念館改修工事が竣工し、展示スペースが黒田記念室及び展示室の2室になった。
同年4月1日	東京国立文化財研究所は、奈良国立文化財研究所と統合され、独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所となった。 この独立行政法人化に伴い、東京文化財研究所は、管理部、協力調整官一情報調整室、美術部、芸能部、保存科学部、修復技術部、国際文化財保存修復協力センターの1センター5部1協力調整官一情報調整室となった。
平成15年9月19日	黒田記念館にエレベーターを設置し、門扉、外構の改修工事をを行った。
平成18年4月1日	文化財研究所組織規程の一部が改正されて、協力調整官一情報調整室は企画情報部に、芸能部は無形文化遺産部に、国際文化財保存修復協力センターは文化遺産国際協力センターとなった。
平成19年4月1日	独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所は、独立行政法人文化財研究所と独立行政法人国立博物館との統合により、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所となり、黒田記念館は、東京国立博物館に移管された。 この統合に伴い、東京文化財研究所は、美術部を企画情報部に、保存科学部と修復技術部は保存修復科学センターに統合し、3部2センターとなった。
平成22年4月1日	国立文化財機構組織規程等の一部が改正されて、管理部は研究支援推進部となった。

3. 歴代所長（昭和5年～平成22年度）

役 職	氏 名	期 間
主事	正木直彦	昭和 5. 6.28～昭和 6.11.24
主事	矢代幸雄	昭和 6.11.25～昭和10. 5.31
所長事務取扱	和田英作	昭和10. 6. 1～昭和11. 6.21
所長	矢代幸雄	昭和11. 6.22～昭和17. 6.28
所長事務取扱	田中豊蔵	昭和17. 6.29～昭和22. 8.15
所長	田中豊蔵	昭和22. 8.16～昭和23. 5.10
所長代理	福山敏男	昭和23. 5.11～昭和24. 8.30
所長	松本栄一	昭和24. 8.31～昭和27. 3.31
所長事務代理	矢代幸雄	昭和27. 4. 1～昭和28.10.31
所長	田中一松	昭和28.11. 1～昭和40. 3.31
所長	関野克	昭和40. 4. 1～昭和53. 4. 1
所長	伊藤延男	昭和53. 4. 1～昭和62. 3.31
所長	濱田隆	昭和62. 4. 1～平成 3. 3.31
所長	西川杏太郎	平成 3. 4. 1～平成 8. 3.31
所長	渡邊明義	平成 8. 4. 1～平成13. 3.31
（独立行政法人文化財研究所 東京文化財研究所に移行）		
所長	渡邊明義	平成13. 4. 1～平成16. 3.31
所長	鈴木規夫	平成16. 4. 1～平成19. 3.31
（独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所に移行）		
所長	鈴木規夫	平成19. 4. 1～平成22. 3.31
所長	亀井伸雄	平成22. 4. 1～現在

4. 名誉研究員

氏名	退職時官職名	在所期間	名誉研究員 発令年月日
登石健三	保存科学部長	昭和27.10.1～昭和50.4.1	昭和53.10.18
岡畏三郎	美術部長	昭和20.5.15～昭和51.4.1	昭和53.10.18
横道萬里雄	芸能部長	昭和28.3.16～昭和51.4.1	昭和59.10.18
上野アキ	情報資料部文献資料研究室長	昭和17.11.3～昭和59.4.1	昭和59.10.18
江上綏	情報資料部主任研究官	昭和38.5.18～昭和59.3.31	昭和59.10.18
田村悦子	美術部主任研究官	昭和22.6.16～昭和60.3.31	昭和60.10.18
猪川和子	情報資料部文献資料研究室長	昭和22.6.27～昭和60.3.31	昭和60.10.18
伊藤延男	所長	昭和53.4.1～昭和62.3.31	昭和62.10.18
三隅治雄	芸能部長	昭和27.10.1～昭和63.3.31	昭和63.10.18
見城敏子	保存科学部物理研究室長	昭和34.4.1～平成元.3.31	平成元.10.18
濱田隆	所長	昭和62.4.1～平成3.3.31	平成3.10.18
関口正之	美術部長	昭和42.2.1～平成3.3.31	平成3.10.18
佐藤道子	芸能部長	昭和34.4.1～平成4.3.31	平成4.10.18
馬淵久夫	保存科学部長	昭和50.10.1～平成4.3.31	平成4.10.18
新井英夫	保存科学部長	昭和45.9.1～平成5.3.31	平成5.4.1
西川杏太郎	所長	平成3.4.1～平成8.3.31	平成8.4.1
門倉武夫	保存科学部生物研究室長	昭和32.4.1～平成8.3.31	平成8.4.1
三輪英夫	美術部第二研究室長	昭和53.8.1～平成8.3.31	平成8.4.1
蒲生郷昭	芸能部長	昭和56.4.1～平成10.3.31	平成10.4.1
中里壽克	修復技術部第一修復技術研究室長	昭和39.4.1～平成10.3.31	平成10.4.1
宮本長二郎	国際文化財保存修復協力センター長	平成6.4.1～平成11.3.31	平成11.4.1
羽田昶	芸能部音楽舞踊研究室長	昭和51.4.1～平成12.3.31	平成12.4.1
中村茂子	芸能部民俗芸能研究室長	昭和39.7.1～平成13.3.31	平成13.4.1
増田勝彦	修復技術部長	昭和48.8.1～平成13.3.31	平成13.4.1
米倉迪夫	情報資料部長	昭和50.9.1～平成13.3.31	平成13.4.1
星野紘	芸能部長	平成10.4.1～平成14.3.31	平成14.4.1
平尾良光	保存科学部化学研究室長	昭和62.4.1～平成15.3.31	平成15.4.1
井手誠之輔	協力調整官一情報調整室長	昭和62.7.1～平成16.3.29	平成16.3.30
斎藤英俊	国際文化財保存修復協力センター長	平成11.4.1～平成16.3.30	平成16.3.31
西浦忠輝	保存科学部長	昭和50.7.1～平成16.3.31	平成16.4.1
渡邊明義	所長	平成8.4.1～平成16.3.31	平成16.4.6
鈴木廣之	美術部日本東洋美術研究室長	昭和54.9.1～平成17.11.30	平成17.12.1
青木繁夫	文化遺産国際協力センター長	昭和49.7.1～平成19.3.31	平成19.3.31

氏名	退職時官職名	在所期間	名誉研究員 発令年月日
三浦定俊	副所長	昭和48. 8. 1～平成20. 3.31	平成20. 3.31
鎌倉恵子	無形文化遺産部無形文化財研究室長	昭和63. 4. 1～平成19. 3.31	平成20. 3.31
鈴木規夫	所長	平成16. 4. 1～平成22. 3.31	平成22. 4. 1

*門倉武夫名誉研究員は、平成22年12月26日逝去

5. 2010（平成22）年度予算等

(1) 予算

(単位：千円)

事項	予算額
一般管理費	130,403
調査研究事業費	248,090
情報公開事業費	73,685
研修事業費	2,682
国際研究協力事業費	222,438
展示出版事業費	17,371
合計	694,669

(2) 科学研究費補助金交付一覧

(単位：千円)

研究種目	研究課題	研究代表者	交付額
基盤研究 (A)	高松塚古墳壁画劣化要因微生物の遺伝・表現形質等基礎データの総合的構築	佐野千絵	8,190
基盤研究 (A) 海外学術研究	タンロン皇城遺跡の保存活用に関する包括的調査研究	清水真一	11,050
基盤研究 (B)	歴史的建造物を構成する部材の劣化と対策	石崎武志	3,510
//	諸先学の作品調書・画像資料類の保存と活用のための研究・開発—美術史家の眼を引継ぐ	田中淳	4,290
//	文化財修復材料の劣化と文化財に及ぼす影響に関する基礎的研究	早川典子	13,000
//	敦煌芸術の科学的復原研究—壁画材料の劣化メカニズムの解明によるアプローチ	岡田健	8,580
基盤研究 (C)	文化財の被災履歴データベースによる脆弱性評価と保存計画策定への活用に関する研究	二神葉子	1,300
//	戦災を受けた歴史的建造物の復旧過程が文化財保護制度に与えた影響に関する研究	秋枝ユミイザベル	2,080

研究種目	研究課題	研究代表者	交付額
//	日本絵画材料の時代的変遷に関する調査研究	早川泰弘	1,300
//	建築文化財における外観塗装材料の変遷と新塗料開発に関する研究	北野信彦	390
//	古文書および古典籍の修復と装幀形態に関する用語の研究	加藤雅人	780
//	古楽器の形態変化及びジャンル間の交流に関する総合研究	高桑いづみ	1,040
//	大村西崖の研究	塩谷純	1,040
若手研究 (A)	移動が困難な文化財のためのエックス線を用いた非破壊調査手法の構築	犬塚将英	5,850
若手研究 (B)	染織技法の分業化の展開に関する基礎的研究—技法書・絵画資料・実作品の分析を通して	菊池理予	1,690
//	無形の民俗文化財の保護事業の実態と効果に関する民族誌的研究	俵木悟	650
//	デジタルカメラを用いた文化財資料表面付着物の簡便な判別方法の研究	吉田直人	1,170
//	「エフタル期」の図像資料の特定と考察：パーミヤン、ソグド、クチャを中心に	影山悦子	1,040
//	寺院造営組織からみた平安前期彫刻の研究	皿井舞	1,040
//	アルメニアの完新世初頭における先史文化の考古学研究	有村誠	1,820
研究活動スタート支援	インド洋西海域の歴史的港市におけるインド人の居住空間形成に関する研究	岡村知明	1,937
特別研究員奨励費	歴史的記録資料の保存環境に関する共通基盤形成に向けた日欧比較研究	吉川也志保	900
//	日本古代の彩色材料の歴史的変遷と呼称の変遷について	國本学史	900

(3) 受託調査研究一覧

(単位：千円)

研究課題	研究代表者	依頼元	受入額
初期洋風画の光学調査	田中淳	サントリー美術館	1,633
国指定史跡高瀬石仏保存修理設計監理業務	川野邊渉	大分市教育委員会	1,690
関西大学博物館所蔵重要文化財附縄文土器破片および壺形土器破片の復元修理	北野信彦	学校法人関西大学	998
霧島神宮における彩色剥落止めの手法開発及び施工監理	川野邊渉	霧島神宮	575
シルクロード文化財保護フェローシップ事業	岡田健	公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	7,472

研究課題	研究代表者	依頼元	受入額
GEMによる超高感度・大面積ガンマ線イメージセンサー	犬塚将英	学校法人長崎総合科学大学	1,300
エジプト国大エジプト博物館保存修復センタープロジェクト（フェーズ1）にかかる国内支援業務	山内和也	独立行政法人国際協力機構	16,482
特別史跡キトラ古墳保存対策等調査業務	石崎武志	文化庁	43,031
国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策に関する調査等業務	石崎武志	文化庁	45,607
文化遺産国際協力コンソーシアム	清水真一	文化庁	60,126
文化遺産国際協力拠点交流事業	清水真一	文化庁	30,684
インドネシア西スマトラ州パダンにおける歴史的地区文化遺産復興支援（専門家交流）事業	清水真一	文化庁	15,000
日本/ユネスコ パートナースHIP事業（アジア太平洋地域無形文化遺産保護活動の調査研究）	宮田繁幸	文部科学省	27,852
ユネスコ/日本信託基金 タンロン・ハノイ文化遺産群の保存事業	友田正彦	ユネスコ・ハノイ事務所	\$225,500
ユネスコ/日本信託基金 パーミヤン遺跡の保護プロジェクト	山内和也	ユネスコ・カブル事務所	\$98,000
ユネスコ/日本信託基金 バクダードにあるイラク博物館の保存修復室の復興プロジェクト	山内和也	ユネスコ・イラク事務所	\$79,613

(4) 共同研究等一覧

(単位：千円)

研究課題	相手先	担当部局	金額	区分
航空資料保存の研究	財団法人日本航空協会	保存修復科学センター	300	受入
京都市内出土資料の文化財科学的な調査研究	財団法人京都市埋蔵文化財研究所	保存修復科学センター	300	受入
瑞巖寺本堂の欄間彩色などに関する文化財科学的な調査研究	宗教法人瑞巖寺	保存修復科学センター	300	受入
松江歴史館整備事業に伴う近世出土漆工品の文化財科学的な調査研究	財団法人松江市教育文化振興事業団	保存修復科学センター	300	受入
日光社寺の生物被害調査についての研究	財団法人日光社寺文化財保存会	保存修復科学センター	3,000	受入
紙本および絹本文化財の修復材料および技法の研究	一般社団法人国宝修理装演師連盟	保存修復科学センター	1,000	受入
絹本文化財の修理材料（紫外線劣化絹）に関する研究	一般社団法人国宝修理装演師連盟	保存修復科学センター	300	受入
装演修理における接着剤（古糊）についての研究	一般社団法人国宝修理装演師連盟	保存修復科学センター	300	受入
敦煌莫高窟壁画保護のための文化遺産情報の蓄積管理と分析手法に関する研究	学校法人同志社同志社大学	文化遺産国際協力センター	1,700	申込

(5) 助成金一覧

(単位：千円)

研究課題	助成元	担当部局	受入額
秘仏等非公開作例を中心とする近江古代中世彫像の調査・研究（平成21～22年度）	公益財団法人出光文化福祉財団	企画情報部	2,000
平安期絵巻物の図像表現と彩色材料に関する科学的調査研究	公益財団法人出光文化福祉財団	企画情報部	1,400
南蛮漆器の生産体制と生産技術に関する基礎的研究（平成22～23年度）	公益財団法人出光文化福祉財団	保存修復科学センター	1,380
タジキスタン国立古代博物館が所蔵するソグディアナ出土壁画断片の保存修復	公益財団法人住友財団	文化遺産国際協力センター	1,940
「美術研究」400号、「美術史論壇」30号記念共同シンポジウム「美術史における【評価】」の開催	公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	企画情報部	1,000
在外日本古美術品保存修復協力事業	公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	保存修復科学センター	3,000
敦煌研究院文化遺産データベース構築日中共同事業（2年計画の2年目）	公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団	文化遺産国際協力センター	2,500
近世初期風俗画の調査および高精細画像の公開	メトロポリタン東洋美術研究センター	企画情報部	700

(6) 寄付金受入一覧

(単位：千円)

研究課題	寄付者	担当部局	受入額
東京文化財研究所における研究成果の公表（出版事業）	東京美術商協同組合	企画情報部	1,000
東京文化財研究所における研究事業の助成	株式会社東京美術倶楽部	企画情報部	1,000

年度内主要事業一覧

期 日	事 業 名
10. 4.14	在外日本古美術品保存修復協力事業運営委員会（第1回）
10. 4.15	保存修復科学センター研究会文化財の保存環境の研究「博物館の環境—環境モニタリングの結果から—」
10. 4.21	独立行政法人国立文化財機構外部評価委員会研究所調査研究等部会
10. 4.22	中国上海行政学院教育長ほか7名施設見学
10. 5.10	参議院行政監視委員会15名 視察
10. 5.11～ 5.23	特集陳列 海外の日本美術品の修復（東京国立博物館）
10. 5.24	フランス国立ギメ東洋美術館長 所長表敬訪問
10. 5.24	署名式：フランス国立ギメ東洋美術館長
10. 5.24	特別講演「ギメ東洋美術館の歴史」
10. 5.25	文化遺産国際協力コンソーシアム国際シンポジウム「文化遺産保護は平和の礎をつくる」（国連大学ウ・タント国際会議場）
10. 6. 3	独立行政法人国立文化財機構外部評価委員会総会（東京国立博物館）
10. 6. 11	在外日本古美術品保存修復協力事業運営委員会（第2回）
10. 6. 21	保存担当学芸員フォローアップ研修
10. 6. 21	第4回伝統的修復材料及び合成樹脂に関する研究会「膠(1)」
10. 6. 23	企画情報部研究会「神護寺薬師如来立像にかかわる諸問題」
10. 6. 30～ 7. 1	拠点交流事業モンゴル：アマルバヤスガラント寺院保存管理計画ワークショップ
10. 7. 6	文部科学省独立行政法人評価委員会国立文化財機構部会（東京国立博物館）
10. 7. 6	総合研究会「修復材料に関する近年の動向」
10. 7. 8	第24回国際文化財保存修復研究会「覆屋保存を考える」
10. 7.12～ 7.23	博物館・美術館等保存担当学芸員研修
10. 7.17～ 8.29	共催展「近代日本洋画の巨匠 黒田清輝展」（岩手県立美術館）
10. 7.21～ 7.22	独立行政法人国立文化財機構新任職員36名施設見学
10. 7.26	文化女子大学服飾文化コース服飾史専攻学部生ほか10名施設見学
10. 7.28	企画情報部研究会「鈴木其一の草花図について—ポートランド美術館所蔵・鈴木其一筆四季草花図小襖を中心に」 「千住と江戸琳派」
10. 7.28～ 8. 5	拠点交流事業インド：インド人保存修復専門家の招聘、研修
10. 8. 2～12.17	アフガニスタン人考古学専門家の人材育成
10. 8. 5	パキスタン国立美術館長 所長表敬訪問
10. 8. 5	香港特別行政区政府・立法議会 内政委員ほか15名所長表敬訪問、施設見学
10. 8.23～ 8.27	拠点交流事業モンゴル：アマルバヤスガラント寺院保存管理計画ワークショップおよび建造物保存修復調査研修
10. 8.30～ 9.17	国際研修「紙の保存と修復」2010
10. 9. 6	小田急エンジニアリングほか9名施設見学
10. 9.14～10. 7	大エジプト博物館保存修復センタープロジェクト招聘研修
10. 9.17	台東区立御徒町台東中学校生徒5名施設見学
10. 9.22～12. 9	イラク人保存修復専門家の人材育成事業
10.10. 5	総合研究会「高松塚古墳壁画の材料調査」
10.10. 5～10.13	在外日本古美術品保存修復協力事業におけるベルリンの紙の修復に関するワークショップ（ベルリン国立アジア美術館）
10.10.15～10.16	第44回オープンレクチャー「人とモノの力学」

期 日	事 業 名
10.10.19	文化財の保存と活用に関する研究会「ガス繻蒸剤の現状と今後」(九州国立博物館)
10.10.21~10.27	ワークショップ「中央アジア出土壁画の保存修復2010」(タジキスタン国立古代博物館)
10.10.28	文化庁主催 文化財(美術工芸品)修理技術者講習会受講者ほか30名施設見学
10.10.30	台東区立上野中学校学芸発表会における研究所のパネル展示(上野中学校)
10.11. 2	総合研究会「東アジア近代美術史への一視点」
10.11. 2	Henniges博士講演会「Paper conservation science at BOKU in Vienna, Austria」
10.11. 3~11. 7	黒田記念館特別公開
10.11. 6	臼杵磨崖仏保存環境調査報告会(臼杵市中央公民館)
10.11.14~11.25	在外日本古美術品保存修復協力事業におけるケルンの漆工品の修復に関するワークショップ(ケルン東洋美術館)
10.11.18	第5回無形民俗文化財研究協議会「無形の民俗の保護における博物館・資料館の役割」
10.11.18	文化遺産国際協力コンソーシアム第7回研究会「アンコール遺跡に対する国際協力と情報管理—情報資源共有化の課題と展望」(同志社大学)
10.11.24	企画情報部研究会「岩手・光林寺所蔵 木造聖徳太子立像をめぐって」「作品紹介 京都・神光院地藏菩薩立像」
10.11.29	沖縄県立芸術大学美術工芸学部芸術学専攻学生ほか6名施設見学
10.12. 6	金沢美術工芸大学日本画専攻学生ほか5名施設見学
10.12. 7	総合研究会「覆屋の歴史とその効果について」
10.12. 9	イラク人保存修復専門家研修の成果報告会
10.12.12	第5回無形文化遺産部公開学術講座「和泉流狂言の伝承—金沢と名古屋—」(石川県立能楽堂)
10.12.13	アフガニスタン人考古学専門家の研修成果報告会
10.12.13	第15回資料保存地域研修—総合的有害生物管理法Integrated Pest Management—(高知県立歴史民俗資料館)
11. 1. 6~ 1. 7	「インドネシア西スマトラ州パダンにおける歴史的地区文化遺産復興支援(専門家交流)事業」における現地ワークショップ
11. 1.11	総合研究会「無形文化遺産保護条約と日本」
11. 1.13	キルギス共和国科学アカデミー歴史・文化遺産研究所研究員 所長表敬訪問
11. 1.14	文化遺産国際協力センター研究会「中央アジア・キルギス共和国チュー河流域の遺跡について」
11. 1.14	第24回近代の文化遺産の保存と修復に関する研究会「音声・映像記録メディアの保存と修復について」
11. 1.17	名古屋市博物館学芸員ほか4名施設見学
11. 1.17	イタリア ラクイラ文化遺産復興政府特命副総監 所長表敬訪問
11. 1.19~ 1.21	第34回文化財の保存および修復に関する国際研究集会「「復興」と文化遺産」(東京国立博物館)
11. 1.24	文化遺産国際協力コンソーシアム第8回研究会「文化遺産保護の国際動向」
11. 1.24	総合消防訓練
11. 1.25	インドネシア西スマトラ州立図書館職員ほか2名所長表敬訪問
11. 1.27	日光の歴史的建造物における昆虫トラップ調査結果等報告会(日光社寺文化財保存会)

期 日	事 業 名
11. 1.29	徳川美術館・東京文化財研究所 近世風俗画共同研究調査報告会「歌舞伎図巻」「本多平八郎姿絵屏風」を中心に
11. 2. 1	総合研究会「秋元洒汀と明治の日本画・外伝—文化財アーカイブの見地から」
11. 2. 1～ 3.13	特集陳列「黒田清輝と京都」(東京国立博物館)
11. 2. 2～ 2. 3	海外の文化財保存修復専門家養成を目的とする国際研修等の実施に関する研究会
11. 2. 7	インドネシア西スマトラ州文化観光局長ほか5名所長表敬訪問
11. 2.15	出土粘土板の保存修復処置に関する研究会
11. 2.25	保存修復科学センター研究会「文化財施設の環境解析と博物館の省エネ化」
11. 2.27	『美術研究』400号、『美術史論壇』30号記念、日韓共同シンポジウム 人とモノの「力学」—美術史における「評価」
11. 3. 3～ 3. 5	アジア文化遺産国際会議「西アジアの文化遺産—その保護の現状と課題—」
11. 3. 7	ベトナム社会科学院考古学院副院長ほか3名所長表敬訪問、施設見学
11. 3. 8～ 3.10	「博物館資料保存論」対策講座
11. 3.11	文化遺産国際協力コンソーシアム講演会「欧州における遺産：非政府的視点から」
11. 3.12	『美術研究』400号、『美術史論壇』30号記念、日韓共同シンポジウム 視線の「力学」—美術史における「評価」(韓国)

6. 独立行政法人国立文化財機構の中期目標

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国立文化財機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

(前文)

独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）は、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るため、多数の国宝・重要文化財をはじめとする有形文化財を収集・保存・展示し、次代へ継承するとともに、文化財に関する調査・研究を行い、併せて国内外に我が国の歴史・伝統文化を発信するという重要な役割を担っている。

このため、機構は、①歴史・伝統文化の保存と継承の中心的拠点として、体系的・通史的に収蔵品を整備し、次代へ継承すること、②機構が有する文化財を活用し、歴史・伝統文化について国内外に発信すること、③我が国の文化財研究の中核的研究機関として、貴重な文化財を次代へ継承していくために必要な知識・技術の基盤を形成するための研究を行い、その成果の普及と活用を促進すること、④文化財の保存科学・修復技術のナショナルセンターとして、機構の有する人的・物的資源を最大限活用し、一体性を確保し、調査・研究を行うこと、⑤国立博物館が有する収蔵品や人材を活用し、我が国の博物館のナショナルセンターとして、公私立博物館を含めた博物館全体の活動の活性化に寄与することが必要である。

機構は、これらの役割を果たすため、法人運営を機動的かつ効果的に展開し、文化財の収集・保管・展示及び文化財に関する調査・研究、これらに関する教育普及事業等の一層の充実に努めるものとする。

Ⅰ 中期目標の期間

機構が実施する業務は、長期的な視点に立って企画・実施する有形文化財の収集・展示、多大の労力と時間を必要とする多種多様な文化財の特質の解明や文化財に関する膨大な資料の収集・整理・分析等であり、計画、準備から成果が得られるまでに長期間を要するものが多い。これらの業務を踏まえ、中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 歴史・伝統文化の保存と継承の中心的拠点としての収蔵品の整備と、次代への継承

(1) 国の文化財保護政策との整合性、一体性を保ちつつ機構の設置する博物館各館の役割・任務に沿って収集方針を定め、これに基づき、計画的かつ適時適切な購入と寄贈・寄託の受入れを進め、体系的・通史的にバランスのとれた収蔵品の充実に努めること。

(2) 収蔵品全体を常時、適切な保存及び管理環境下に置くこと。特に、施設の老朽化、耐震対策に計画的かつ速やかに取り組み、貴重な文化財を次代へ継承すること。

(3) 収蔵品の保存技術の向上に努め、貴重な文化財を次代へ継承すること。

2 文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信

(1) 展示の充実

展示については、常に点検・評価を行うなど改善への取り組みを進め、歴史・伝統文化を国内外に発信し、これらについての理解促進に寄与するものとなるように努めること。

①平常展は、歴史・伝統文化についての理解に資するよう、体系的・通史的な展示に努めるとともに、各館の収蔵品を法人全体として有効活用した魅力ある展示を行うこと。また、展示に関する外国語説明を一層充実させること。

②特別展等については、国内外の博物館と連携した我が国の中心的拠点にふさわしい質の高い展示を行うこと。また、展示方法、解説などについて機構の人的資源を最大限に生かした魅力あるものを提供すること。

③個々の展覧会において、積極的な広報に努めること。また、過去の入館者等の状況等を踏まえた適切な入館者数の目標を設定し、その達成に努めること。

(2) 歴史・伝統文化の理解促進

歴史・伝統文化の理解促進に寄与するよう、機構の人的資源を活用した教育普及活動を実施すること。

①子どもから高齢者までを対象とした幅広い学習機会を提供すること。また、参加者数については、各館の年間の平均が前中期目標期間の年間平均の実績を上回ること。

②ボランティアや支援団体を育成し、相互の協力により教育普及活動の充実を図ること。

(3) 快適な観覧環境の提供

国民に親しまれる施設を目指し、入館者の立場に立った観覧環境の整備や利用者の要望を踏まえた管理運営を行い、入館者の期待に応えること。

①高齢者、身体障害者、外国人等を含めた入館者本位の快適な観覧環境を形成すること。

②入場料金及び開館時間の弾力化など、利用者の要望や利用形態等を踏まえた管理運営を行うこと。

③ミュージアムショップやレストラン等のサービスの充実を図ること。

3 我が国における博物館のナショナルセンターとして博物館活動全体の活性化に寄与

(1) 収藏品等に関する調査研究の成果を多様な方法により積極的に公表し、広く博物館関係者の知見の向上に資すること。

(2) 国内外の博物館関係者との研究会の開催や研究者の交流等を行い、国際的な博物館の拠点となることを目指すこと。

(3) 国内外の文化財の修理・保存処理の充実に寄与すること。

(4) 収藏品の地方における観覧の機会を確保するため、貸与に関する情報を公開するなど、収藏品の貸与を推進すること。

(5) 全国の博物館等の運営に対する援助、助言を行うとともに、博物館関係者の情報交換・人的ネットワークの形成等に努めること。

4 文化財に関する調査及び研究の推進

文化財に関する以下の調査及び研究を行い、貴重な文化財を次代へ継承していくために必要な知識・技術の基盤の形成に寄与すること。

(1) 文化財の各分野に関する基礎的・体系的な調査及び研究や、総合的な視点に基づく文化財の調査研究手法の開発等を推進することにより、国及び地方公共団体における文化財保護施策の企画立案及び文化財の評価等に係る業務の基盤形成に寄与すること。

特に、文化財保護法の改正によって新たに保護の対象となった文化的景観、民俗技術などに関する調査及び研究を推進し、今後の指定等の業務に係る基礎的な知見を形成すること。

(2) 最新の科学技術の活用による保存科学に関する先端的な調査及び研究や、伝統的な修復技術、製作技法、利用技法に関する調査及び研究を通じて、文化財の保存・修復に係る技術・技法や材料の開発・評価等を推進し、文化財の保存や修復の質的向上に寄与すること。

(3) 国や地方公共団体の要請に応じて、我が国の文化財保護政策上重要かつ緊急性の高い文化財の保存・修復に係る実践的な調査及び研究を実施すること。

(4) 有形文化財の収集・保管・公衆の観覧等に必要調査研究を計画的に実施すること。

5 文化財の保存・修復を通じた我が国の国際貢献への寄与

文化財の保存・修復に関する国際協力の拠点としての位置づけを明確化するとともに、その機能の充実を

図ること。また、研究機関間の連携強化や共同研究、研究者間の情報交換の活発化、継続的な国際協力のネットワークの構築、アジア諸国等における文化財の保存・修復協力、技術移転・専門家養成等の支援等、有機的・総合的な事業展開を行い、人類共通の財産である文化財の保存・修復に関する国際協力を通じて、我が国の国際貢献に寄与すること。

6 情報発信機能の強化

調査及び研究の成果について、迅速な報告書の発行、利用価値の高いデータベースの構築等により、適時適切な公表を推進するとともに、施設の有効活用を図ることにより、研究者をはじめ広く社会に還元すること。

7 地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上

地方公共団体や大学、研究機関とのネットワークや連携協力体制を構築し、機構が行った調査・研究成果の発信等を通じて、文化財に関する協力・助言の円滑かつ積極的な実施を図り、我が国全体の文化財の収集・展示、調査・研究の質的向上に寄与すること。また、地方公共団体等の指導者層を主たる対象とする高度な研修事業や、若手研究者の育成に寄与するため実践的な連携大学院教育を実施し、今後の我が国の文化財保護における中核的な人材を育成すること。

III 業務運営の効率化に関する事項

法人統合のメリットも最大限に生かし、業務の充実かつ効率化を図るとともに、事務、事業、組織等の見直し、外部委託の推進等により、経費の合理化を図ること。

運営費交付金を充當して行う業務については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、特殊業務経費を除き、5年間で一般管理費は15%以上、業務経費は5%以上の削減を図ること。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。

さらに、機構の業務運営に際しては、一般管理業務の本部への一元化、集約化等を図り、統合後5年間で、19年度一般管理費（物件費）の10%相当の経費を5年間で削減を図ること。

IV 財務内容の改善に関する事項

税制措置も活用した寄付金や自己収入の確保、予算の効率的な執行等に努め、適切な財務内容の実現を図ること。

1 自己収入の増加

税制措置も活用した寄付金などの外部資金、施設使用料等の財源の多様化を図り、法人全体として積極的に自己収入の増加に努めること。

また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。

2 固定的経費の節減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

V その他業務運営に関する重要事項

1 人事管理（定員管理、給与管理、意識改革等）、人事交流の適切な実施により、内部管理事務の改善を図ること。また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、非公務員化のメリットを活かした制度を活用

すること。

2 業務の目的・内容に適切に対応するため長期的視野に立った施設・設備の整備計画を作成し、整備をすること。

7. 独立行政法人国立文化財機構の中期計画

変更認可平成 21年 6月17日

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人国立文化財機構が中期目標を達成するための中期計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

(基本方針)

独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）は、我が国における文化財保護政策の一翼を担い、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るため、文化財の収集・保管・展示等の中心的拠点となる博物館の設置・運営を行う。

また、文化財の研究について、基礎的なものから先端的・実践的なものに至るまで、多様な手法により実施する。その際、特に機構の有する人的・物的資源を集約して文化財の保存科学・修復技術に関する拠点を形成しつつ取り組むこととする。

さらに、調査・研究成果の国民への公開、文化財担当者の研修、地方公共団体等への助言等を行うとともに、文化財に関する国際交流や国際協力を積極的に推進する。

このため、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館、東京文化財研究所、奈良文化財研究所の6施設において、文化財の収集・保管・修理・展示、調査・研究、教育普及事業を有機的・体系的に行い、さらに、国内外の歴史・伝統文化に係る博物館の中心的な拠点及び保存科学・修復技術に関する中心的な支援拠点としての役割を果たしていく。

各施設の役割・任務は以下のとおりである。

(東京国立博物館)

我が国の総合的な博物館として、日本を中心にして広く東洋諸地域にわたる文化財について、収集・保管・展示、調査・研究、教育普及事業等を行う。

(京都国立博物館)

平安時代から江戸時代の京都文化を中心とした文化財について、収集・保管・展示、調査・研究、教育普及事業等を行う。

(奈良国立博物館)

仏教美術を中心とした文化財について、収集・保管・展示、調査・研究、教育普及事業等を行う。

(九州国立博物館)

日本とアジア諸国との文化交流を中心とした文化財について収集・保管・展示、調査研究、教育普及事業等を行う。なお、事業の実施に当たっては、福岡県等と連携協力を行う。

(東京文化財研究所)

我が国の文化財の研究を、基礎的なものから先端的・実践的なものまで、多様な手法により行い、その成果を積極的に公表する。また、文化財担当者の研修、地方公共団体への専門的な助言を行う。さらに、機構の有する保存科学・修復技術に関する知見・技術を集約し、我が国の拠点としての役割を果たす。

また、世界の文化財の保存・修復に関する国際的な研究交流、保存修復事業への協力、専門家の養成、情報の収集と活用等を実施し、文化財保護における国際協力の拠点としての役割を担う。

(奈良文化財研究所)

遺跡・建造物・庭園等土地に結びついた文化財及び南都諸大寺及び近畿周辺を中心とした古社寺等における文化財の調査・研究を行うとともに、全国各地の発掘調査等に対する協力・助言及び埋蔵文化財に係る専門指導者層を主たる対象とした研修、飛鳥資料館・平城宮跡資料館等における調査・研究成果の公表、文化財に関する情報・資料の収集・公開等の業務を推進する。

1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 歴史・伝統文化の保存と継承の中心的拠点としての収蔵品の整備と、次代への継承

(1) - 1 体系的・通史的にバランスのとれた収蔵品の蓄積を図る観点から、次に掲げる各館の収集方針に沿って、外部有識者の意見等を踏まえ、適時適切な収集を行う。また、そのための情報収集を行う。

(東京国立博物館)

日本を中心にして広く東洋諸地域にわたる美術、考古資料及び歴史資料等を収集する。

(京都国立博物館)

京都文化を中心とした美術、考古資料及び歴史資料等を収集する。

(奈良国立博物館)

仏教美術を中心とした美術、考古資料及び歴史資料等を収集する。

(九州国立博物館)

日本とアジア諸国との文化交流を中心とした、美術、考古資料及び歴史資料等を収集する。

(1) - 2 収蔵品の体系的・通史的なバランスに留意し、寄贈・寄託品の受け入れを推進するとともに、その積極的活用を図る。また、既存の寄託品については、継続して寄託することを働きかける。

(2) 国民共有の貴重な財産である文化財を永く次世代へ伝えるとともに、展示等の博物館活動の充実を図る観点から、収蔵品を適切な環境で管理・保存する。また、展示場、収蔵庫の老朽化に対応するとともに、耐震対策を計画的かつ速やかに実施し、保存・活用のための環境整備を図る。

(3) 修理、保存処理を要する収蔵品等については、機構の保存科学・修復技術担当者が連携し、伝統的な修理技術とともに科学的な保存技術の成果を取り入れ、緊急性の高い収蔵品から順次、計画的に修理する。

2 文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信

(1) 展示の充実

展示については、常に点検・評価を行い国民のニーズ、学術的動向等を踏まえた質の高いものを実施するとともに、展覧会を開催するにあたっては、開催目的、期待する成果、学術的意義を明確にし、国際文化交流に配慮するなど魅力あるものとなるよう努力する。

また、見やすさ分かりやすさに配慮した展示及び解説や音声ガイド等の導入を行うことにより、日本の歴史・伝統文化及び東洋文化についての理解を深めるものとなるよう工夫する。

①平常展は、展観事業の中核と位置付け、各国立博物館の特色を十分に発揮した体系的・通史的なものとともに、最新の研究成果を基に、日本の歴史・伝統文化及び東洋文化の理解の促進に寄与する展示を実施する。また、特集陳列の充実を図るなど再来館者の増加が期待できる魅力ある展示にも努め、一層の入場者の確保を図る。また、展示に関する外国語説明を一層充実させることに努め、作品キャプションについては全てに外国語訳を付すとともに、展示テーマ毎にその時代背景等を説明した外国語パネル等を80%以上設置する。

②特別展等については、国内外の博物館と連携した我が国の中心的拠点にふさわしい質の高い展示を行う。また、積年の研究成果の発表や時機に合わせた展示を企画し、国民の知的好奇心を刺激する展示を実施する。特別展等の開催回数は概ね以下のとおりとする。

(東京国立博物館)

年3～4回程度

(京都国立博物館)

年2～3回程度

(奈良国立博物館)

年2～3回程度

(九州国立博物館)

年2～3回程度

③個々の展覧会において、広報に積極的に取り組む。また、展覧会の入館者数については、その開催目的、想定す

る対象層、実施内容、学術的意義、広報活動、過去の入館者数の状況等を踏まえて目標を設定し、その達成に努める。

④黒田記念館については、東京国立博物館に所属を移し、所蔵作品を東京国立博物館でも展示するなど公開機会を拡大する。

(2) 歴史・伝統文化の理解促進

歴史・伝統文化の理解促進を図るとともに、その中心的拠点としてふさわしい教育普及事業に重点化する。

①学校、社会教育関係団体、国内外の博物館等と連携協力しながら、講演会、ギャラリートーク等の学習機会を提供する。また、参加者数については、各館の年間の平均が前中期目標期間の年間平均の実績を上回るよう努める。

②-1 教育普及活動の充実に寄与するようボランティア活動を支援し、ボランティアの資質向上に努める。

②-2 企業との連携や友の会活動の活性化等により博物館支援者の増加を図る

(3) 快適な観覧環境の提供

国民に親しまれる施設を目指し、入館者の立場に立った観覧環境の整備や利用者の要望を踏まえた管理運営を行う。

①施設のバリアフリー化を進め、高齢者、身体障害者、外国人等の利用にも配慮した快適な観覧環境を提供する。

②一般入館者を対象とする満足度調査及び専門家からの批評聴取等を定期的実施する。調査結果から入館者のニーズを把握し、入場料金及び開館時間の弾力化などの管理運営の改善を行う。

③ミュージアムショップやレストラン等のサービスについては利用者の意見を収集し、改善する。

3 我が国における博物館のナショナルセンターとして博物館活動全体の活性化に寄与

(1) 収藏品等に関する調査研究の成果を研究紀要、学術雑誌、展覧会に関わる刊行物、学会及びインターネット等を活用して広く発信する。また、各種セミナー、シンポジウムを開催する。

(2) 海外の優れた研究者を招聘し国際シンポジウムを開催するなど博物館活動に対する示唆が得られるよう努める。

(3) 博物館等関係者や修理技術関係者等を対象とした研修プログラムについて検討、実施する。

(4) 収藏品については、その保存状況を勘案しつつ、公私立の博物館等に対し、展示等の充実に寄与するため貸与を推進する。収藏品の貸与については、貸与に関する情報を公開するなど具体的措置を講ずることとする。

(5) 公私立博物館等に対する援助・助言を行うとともに、博物館関係者の情報交換・人的ネットワークの形成等に努める。なお、援助・助言の実施については今期5年間の実績が前中期目標期間の実績を上回るよう努める。

4 文化財に関する調査及び研究の推進

(1) 文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究の推進

文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究として、国内外の機関との共同研究や研究交流も含めて以下の課題に取り組むことにより、国・地方公共団体における文化財保護施策の企画・立案、文化財の評価等に関する基盤の形成に寄与する。

①文化財保護法の一部改正に伴い新たに保護対象となった文化的景観、民俗技術に関する基礎的・体系的な調査・研究を実施し、今後の指定をはじめとする保護施策に関する資料と指針を提供する。

②我が国の有形文化財及びそれに係わる諸外国の文化財に関し、以下の課題に重点的に取り組む。

i 日本を含む東アジア地域における美術の価値形成の多様性の解明

ii 我が国における近現代美術の歴史の解明

iii 美術や文化財に対する理解を深めるための美術の創作のプロセスの解明

iv 古都所在寺社所蔵の歴史資料・書跡資料等に関する原本調査を通じた日本の歴史、文化の研究

v 歴史的建造物の保存・修復・活用に関し重点物件に係る調査・研究を通じた基礎データの収集整理・公開

③我が国の古典芸能及び伝統的工芸技術等の無形文化財の伝承実態を把握するとともに、その伝承・公開の基礎となる技法・技術を明らかにする。

④我が国の風俗習慣、民俗芸能、民俗技術など無形民俗文化財の現在における伝承の実態、伝承組織、公開のあり

方を明らかにするとともに、各地の保存団体や保護行政担当者等とこれら研究成果及び問題意識の共有化を図り、「無形民俗文化財の映像記録作成ガイドライン（仮称）」等の指針を作成し公表する。

⑤平城京、藤原京、飛鳥地域を中心とした我が国及び関連する中国・韓国等諸外国の遺跡の発掘調査並びに共同研究を行うとともに、出土品・遺構の調査研究及び庭園等に関する基礎的な調査・研究を実施し、それにより古代日本の都城の構造及び建造物の様式並びに瓦・陶磁器・金属器等の手工業生産技術の実態やその変遷過程、庭園等の変遷過程、飛鳥地域の歴史等の解明に寄与する。

⑥遺跡の保存・整備・活用に関する一体的な調査・研究、技術開発の推進及び整備事例のデータベース化等により、個々の遺跡の現況に応じた適切な保存修理・整備に資する。また、これに関連して、平城宮跡・藤原宮跡の整備・公開・活用に関する調査・研究を行い、文化庁が行う平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡の整備・復原事業に関して、専門的・技術的な協力・助言を行う。

（２）文化財に関する新たな調査手法の研究・開発の推進

文化財の調査手法に関する以下の研究・開発を推進し、文化財を生み出した文化的・歴史的・自然的環境等の背景やその変化の過程を明らかにすることに寄与する。

①光に対する物性を利用した高精彩のデジタル画像を形成する手法に関する調査・研究を行い、文化財の色や形状・肌合いなどを正確かつ詳細に再現することを目指す。

②小型可搬型機器の開発及び応用研究を行い、文化財の材質調査をその場で行えるようにする。また、有機化合物の物質同定を目的とした新規手法の検討及びその応用研究を行い、金属文化財や顔料など無機化合物に関する元素分析及び構造解析手法の確立等を目指す。

③遺跡調査における新たな指標や属性分析法の確立に関する研究会等を行い、全国における遺跡調査・研究の質的向上と発掘作業の効率化に資する。

④木質古文化財の年輪年代測定法等を進め、考古学・建築史・美術史の研究に資する

⑤遺跡出土の動植物遺体や古土壌の考古科学的分析により、過去の生業活動の解明と環境復元を行う。

（３）科学技術の活用等による文化財の保存科学や修復技術に関する中心的な支援拠点として、先端的調査研究等の推進

最新の科学技術の活用による保存科学に関する先端的な調査及び研究や、伝統的な修復技術、製作技法、利用技法に関する調査及び研究として以下の課題に取り組むことにより、文化財の保存や修復の質的向上に寄与する。

①生物被害を受けやすい木質文化財（社寺等建造物、彫刻など）の劣化診断や被害防止対策を確立する。

②環境の調査手法、モデル実験やシミュレーション技術を用いた環境の解析手法の確立のための研究及び実践を行い、文化財を取り巻く保存環境の現状を把握し、改善することに資する。

③屋外文化財の保存・修復の手法を確立する。また、文化財の防災についてその予防と被災後の情報収集を行い、文化財防災のネットワーク化の一層の推進を図る。

④考古資料の材質・構造の調査法に関して、特にレーザーラマン分光分析法や高エネルギーX線CT・CR法の実用化を図る。また、考古資料の保存・修復に関する実践的な研究を実施する。

⑤伝統的修復材料や合成樹脂などの物性、製作技法、利用技法に関する調査・研究をもとに、修復材料・技法の評価及び開発を行う。また、海外の文化財保存担当者を対象に、日本の修復材料の使用法や修理技術に関する研修等を行い本国での基本的な作品の取り扱いや保存処理に反映させる。

⑥近代の文化遺産に特徴的な鉄、コンクリート、プラスチックなどの複合素材及び技法について国際共同研究を実施し、その成果をもとに国内所在の近代文化遺産の保存・修復に関する手法を開発する。

（４）高松塚古墳、キトラ古墳の保存対策事業など、我が国の文化財保護政策上重要かつ緊急に保存及び修復の措置等を行うことが必要となった文化財について、国・地方公共団体の要請に応じて、保存措置等のために必要な実践的な調査・研究を迅速かつ適切に実施する。

（５）有形文化財の収集・保管・公衆への観覧にかかる調査・研究

有形文化財の収集・保管・公衆への観覧にかかる調査・研究を実施し、その保存と活用を推進することにより、次世代への継承及び我が国文化の向上に寄与する。

①収集・保管に関する研究を実施し、有形文化財の保存に寄与する。

- i 保存環境の調査研究等を実施することにより、収蔵品の保存環境の向上を図る。
- ii 日本の文化財及び日本の文化に影響を与えた東洋諸地域を中心に東洋全般にわたる各国固有の文化財の調査研究を実施する。
- iii 収蔵品の調査研究を重視し、特に重要な項目については特別調査を実施する。また、特別展及び海外展実施に向けた事前調査を実施する。
- iv トータルケアシステム構築に向けた応用研究を実施し、有形文化財の恒久的保存と持続的公開を具現化する。
- v 修復文化財に関する調査研究を実施し、補修紙製作、剥落止め等修復方針決定に寄与する。
- vi 収蔵品について、科学的分析に基づく保存・修復に関する調査研究を実施し、文化財の適切な保存・展示・活用に反映させる。

②公衆への観覧を図るための研究を実施し、有形文化財の活用に関与する。

- i 有形文化財の展示デザインシステムを構築するための応用研究を実施する。
- ii 博物館情報学を構築するための研究を実施する。
- iii 博物館教育理論の構築に関する研究を実施し、有形文化財理解の推進に関与する。
- iv 京都文化を中心にした文化財の調査研究を実施し、展示することにより、国民の文化財保存に対する意識の高揚に関与する。
- v 平安仏教とその造形に関する調査研究を実施し、展示することにより、国民の文化財保存に対する意識の高揚に関与する。
- vi 南都諸社寺等に関する計画的な調査研究を実施し、展覧会の活性化に反映させる。
- vii 我が国における仏教美術の展開と、中国・韓国の仏教文化が及ぼした影響の研究を実施し、仏教美術の解説の充実を図る。
- viii 仏教美術の光学的調査研究を実施し、作品の材料・技術の解明に関与する。
- ix 日本とアジア諸国との文化交流に関する文化財の調査研究を実施し、これらの文化財の収集・保管・展示、教育普及事業等を展開する。

5 文化財の保存・修復に関する国際協力の推進

文化財の保存・修復に関する国際協力に関して、以下の事業を有機的・総合的に展開することにより、人類共通の財産である文化財の保存・修復に関する国際協力を通じて、我が国の国際貢献に寄与する。

(1) 文化財の保護制度や施策の国際動向及び国際協力等の情報を収集、分析して活用するとともに、国際共同研究を通じて保存・修復事業を実施するために必要な研究基盤整備を行う。また、国内の研究機関間の連携強化や共同研究、研究者間の情報交換の活発化、継続的な国際協力のネットワークを構築し、その成果をもとにアジア諸国において文化財の保存・修復事業を推進する。

(2) 諸外国における文化財の保存・修復に関する技術移転を積極的に進める。

また、アジア諸国の文化財保護担当者や保存・修復専門家などの人材養成に関する支援事業を国内外で実施するとともに、人材養成に必要な教材や教育手法に関する研究開発を行う。

6 情報発信機能の強化

以下のとおり、調査・研究に基づく資料の作成及び文化財に関する資料の収集・整理・保管を行うとともに、調査・研究成果を積極的に公表・公開し、研究者や広く一般の人が調査・研究成果を容易に入手できるようにする。

(1) 文化財関係の情報を収集して積極的に発信するため、ネットワークのセキュリティの強化及び高速化等に対応した情報基盤の整備・充実を図る。

また、文化財情報の計画的収集・整理・保管及びそれらの電子化の推進による文化財に関する専門的アーカイブの拡充を行うとともに、調査研究に基づく成果としてのデータベースの充実を図る。

(2) 文化財に関する調査・研究に基づく成果について、定期的な刊行物を平成17年度の実績以上刊行するとともに

に、公開講演会、現地説明会、国際シンポジウムの開催等により、積極的に公開・提供する。また、研究所の研究・業務等を広報するためホームページの充実を図り、ホームページアクセス件数を前期中期計画期間の年度平均以上確保する。

(3) 黒田記念館、平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室、飛鳥資料館については、研究成果の公開施設としての役割を強化する観点から展示を充実させ、調査・研究成果の内容を広く一般に理解を深めてもらうことに資する。入館者数については、前期中期計画期間の年度平均以上確保する。

(4) 文化庁が行う平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の公開・活用事業に協力し、支援を実施する。また、宮跡等への来訪者に文化財に関する理解を深めてもらうため、解説ボランティア事業を運営するとともに、各種ボランティアに対して、活動機会・場所の提供等の支援を行う。

(5) 奈良県の「平城遷都1300年記念事業」にあわせ、平城京についてのこれまでの調査・研究成果を生かした展示・公開事業を行う。

(6) 文化財情報・研究成果などを広く公表すること等を通じて歴史・伝統文化に対する理解が深まるよう努める。

①ウェブサイト等自主媒体の活用及びマスメディアとの連携強化等により、広く国内外に情報を発信する。

ウェブサイトのアクセス件数は年間の平均が前中期目標期間の年間平均の実績を上回ることとする。

②-1 収蔵品等の文化財その他関連する資料の情報について、永く後世に記録を残すために、デジタル化を推進し、文化財情報システム等により広く積極的に公開する。また、収蔵品等に関するデジタル化件数は、年間の平均が前中期目標期間の年間平均の実績を上回るようにする。

②-2 美術史・考古学・博物館学その他の関連諸学に関する基礎資料及び国内外の博物館等に関する情報及び資料について広く収集し、蓄積を図るとともに、レファレンス機能を充実させる。

7 地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上

我が国の文化財に関する調査・研究のナショナルセンターとして、これまでの調査・研究の成果を活かし、国・地方公共団体等に対する専門的・技術的な協力・助言を行うことにより、我が国全体の文化財の調査・研究の質的向上に寄与する。また、専門指導者層を対象とした研修等を行い、文化財保護に必要な人材を養成する。

(1) 地方公共団体や大学、研究機関との連携・協力体制を構築し、これらの機関が有する文化財に関する情報の収集、知見・技術の活用、本法人が行った調査・研究成果の発信等を通じて、文化財に関する協力・助言の円滑かつ積極的な実施を行う。

(2) 文化財に関する高度な研究成果をもとに、地方公共団体等で中核となる文化財担当者に埋蔵文化財に関する研修及び保存科学に関する保存担当学芸員研修を実施する。なお、参加者等に対するアンケート調査を行い、80%以上の満足度が得られるようにする。

また、東京藝術大学、京都大学、奈良女子大学との間での連携大学院教育を実施し、若手研究者の育成に寄与する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 職員の意識改革を図るとともに、収蔵品の安全性の確保及び入館者へのサービスの向上に考慮する。また、運営費交付金を充当して行う事業については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、業務の効率化を進め、さらに、外部委託の推進等により、中期目標の期間中、毎事業年度につき新規に追加される業務、拡充業務分等を除き5年期間中一般管理費15%以上、業務経費5%以上の業務の効率化を図る。

さらに、法人統合のメリットも最大限に生かしつつ業務の効率化に務め、機構の業務運営に際しては、一般管理業務の本部への一元化、集約化等を図り、19年度一般管理費（物件費）の10%相当を統合後5年間で削減を図る

具体的には下記の措置を講じる

(1) 共通的な事務の一元化による業務の効率化

(2) 使用資源の減少

・省エネルギー（5年期間中1年に1.03%の減少）

・廃棄物減量化（一般廃棄物排出量を5年期間中5%減少）

・リサイクルの推進

(3) 施設有効使用の推進

・施設の利用推進

(4) 民間委託の推進

- ・一般管理部門を含めた組織・業務の見直しを行い、民間開放をさらに積極的に進める。
- ・館の警備・清掃業務について民間委託を推進する。
- ・来館者サービスを中心に業務の見直しを行い、民間委託を積極的に進める

(5) 競争入札の推進

・契約業者の競争を一層推進することにより、経費の効率化を図る。

2 外部有識者も含めた事業評価の在り方について適宜、検討を行いつつ、年1回以上事業評価を実施し、その結果は組織、事務、事業等の改善に反映させる。また、研修等を通じて職員の理解促進、意識や取り組みの改善を図っていく。

3 機構が管理する情報の安全性向上のため、必要な措置をとる。

4 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象から除く。また、削減対象の「人件費」の範囲は、各年度中に支給した報酬(給与)、賞与、その他の手当の合計額とし、退職金、福利厚生費は含まない。

その際、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた、地場賃金の適正な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与等への反映等に取り組む。

III 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

管理業務の効率化を図る観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

また、収入面に関しては、実績を勘案しつつ、税制措置も活用した寄付金などの外部資金、施設使用料等の財源の多様化を図り、法人全体として積極的に自己収入の増加に努めることにより、計画的な収支計画による運営を図る。

1 予算(中期計画の予算)

別紙のとおり

2 収支計画

別紙のとおり

3 資金計画

別紙のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、16億円

短期借入金が想定される理由は、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

V 重要な財産の処分等に関する計画

- ① 京都国立博物館新館の取り壊し予定。
- ② 奈良文化財研究所本館改築計画の実施に伴い取り壊し予定。

VI 剰余金の使途

決算において、剰余金が発生した時は、次の購入等に充てる。

1 文化財の購入・修理

- 2 調査・研究、出版事業の充実
- 3 展覧会の充実
- 4 入館者サービス、情報提供の質的向上
- 5 国際協力
- 6 老朽化対応のための施設設備の充実

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事計画に関する計画

(1) 方針

①国家公務員制度改革や類似独立行政法人等の人事・給与制度改革の動向を勘案しつつ、職員の能力や業績を適切に反映できる人事・給与制度を検討し、導入する。

②調査研究の機動的実施など研究を効率的かつ効果的に実施するため、任期付研究員制度を導入する。

③人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、非公務員化のメリットを活かした制度を活用する。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

(参考1)

- | | |
|----------------|------|
| 1) 期初の常勤職員数 | 367人 |
| 2) 期末の常勤職員の見込み | 355人 |

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込額

14,343百万円

但し、上記の額は、役職員に対し支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額であり、退職金、福利厚生費を含まない。

- 2 別紙のとりの施設整備に関する計画に沿った整備を推進する。

8. 平成22年度独立行政法人国立文化財機構に係る年度計画

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、平成19年4月1日付け19庁財第4号で認可を受けた独立行政法人国立文化財機構中期計画に基づき、平成22年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

今年度は中期目標期間の最終年度にあたり、中期計画に掲げる数値目標については、その達成を目指す。

1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 歴史・伝統文化の保存と継承の中心的拠点としての収蔵品の整備と、次代への継承

(1)-1 適時適切な収集

各館の収集方針に沿って、鑑査会議等で収集案を作成し、外部有識者からなる買取協議会の意見を踏まえて収集する。また、文化財の散逸や海外流出を防ぐため、内外の研究者、学芸員、古美術商等との連携を図り、迅速かつ確かな情報収集にも努め、それらを収集活動に効果的に反映していくよう取り計らう。

(東京国立博物館)

日本を中心として広く東洋諸地域の文化の体系的陳列を目指し、絵画、書跡、彫刻、工芸、考古、歴史資料の中から重点的に購入する。

(京都国立博物館)

京都文化を中心とした絵画、彫刻、書跡、陶磁器、染織品、漆工芸品、金工品、考古資料、歴史資料の中から重点的に購入する。

(奈良国立博物館)

仏画、仏像、経典・仏教関係書跡等、仏教工芸、仏教考古資料の中から重点的に購入する。

(九州国立博物館)

日本とアジア諸国との文化交流を中心とした美術、考古及び歴史・民族資料等の中から重点的に購入する。

(1)-2 寄贈・寄託品の受け入れ及びその積極的活用

(4 館共通)

1) 寄贈品及び寄託品の受け入れについては、文化庁とも連携を図り、登録美術品制度の活用や、相続税の猶予措置の創設を手始めとする税制面での環境整備を進めるなど、積極的に働きかけるとともに、平常展に必要な文化財の寄贈を受け入れる。併せて、継続的寄託及び新規寄託に努力し、平常展に必要な文化財11,060件（東京：2,400、京都：5,800、奈良：2,060、九州：800）の寄託品を目標とする。

(2)-1 収蔵品の管理・保存

収蔵品の適正な管理に努めるとともに、耐震対策を計画的かつ速やかに実施し、保存・活用のための環境整備を図る。

(東京国立博物館)

1) 東洋館の耐震補強を図るため、改修工事を実施する。

2) 本館収蔵庫の整備計画を作成しつつ、既存収蔵庫のセキュリティ強化、環境改善の工事を実施する。

3) 列品存在確認作業（棚卸）を継続して計画的に実施する。

4) 歴史資料・和書・古写真・ガラス乾板等の旧資料部関係品を整理し、列品として編入するための作業を進める。

5) 収蔵品の保存と展示に関する環境について全館的視野にたつて調査研究を進め、環境データの解析・蓄積を行う。

6) 収蔵品の生物被害を防止するため、統合的有害生物防除管理手法の徹底を図る。

7) 展示場及び収蔵庫における地震対策の再検討と改善を図る。

(京都国立博物館)

1) 平常展示館建替工事を実施する。

2) 平常展示館建替事業の一環として建設された東収蔵庫を活用し、収蔵品の保存環境の充実を図る。

3) 特別展示館（重要文化財 旧帝国京都博物館本館）の耐震調査の結果を基に、地震対策を具体的に検討する。
(奈良国立博物館)

1) 文化財保存修理所を円滑に運用するため、文化財の積極的保存を図る。

2) 収蔵庫及び展示室の適正な温湿度管理の徹底を図る。

3) 西新館及び仏教美術資料研究センターの耐震工事等を完了する。

4) 収蔵庫・展示室・文化財保存修理所のIPM（総合的有害生物管理）を実践し、文化財の有害生物からの被害防止を徹底する。

(九州国立博物館)

1) IPM（総合的有害生物管理）による文化財の生物被害防止を引き続き図る。

2) 全館的視野にたった陳列品の展示・保存環境に係る調査研究を進め、環境データの蓄積・解析を行う。

3) 博物館科学・保存修復諸室を計画的に運用し、文化財の積極的保存を図る。

(2)-2 保存環境の調査研究の実施

保存カルテの作成及び空調稼働時と休止時の変化が文化財の保管状況に与える影響の調査研究を進める。

(4館共通)

1) 収蔵品を中心とした保存カルテを年1,100件（東京：800、京都：100、奈良：100、九州100）程度作成する。

(東京国立博物館)

1) 収蔵庫、展示室の温湿度、汚染気体など保存環境に関する年次報告を整備する。

2) 輸送中の文化財に生じる振動及び衝撃に関する計測と調査を実施する。

(京都国立博物館)

1) 特別展示館の環境および当該地域の気象を勘案し、文化財への負荷を減らすことを目的とした空調のミニマムインターベンション（最小限の干渉）運用の向上を図る。

2) 殺虫剤・防虫剤使用の計画的段階的な廃止を進めつつ、有害生物の監視・初期対応・要因除去にあたり、全館的なIPM（総合的有害生物管理）システムの再構築を図る。

(奈良国立博物館)

1) 展示室および展示ケースの温湿度管理について、無線LANによるデータ管理システムを更に充実させる。

2) IPM（総合的有害生物管理）による文化財の生物被害防止のための調査を実施する。

3) 展示ケース内の温湿度・粉塵量などを継続的に計測し、ケースの調湿性能や気密性能の向上を計る。

(九州国立博物館)

1) 館内の温湿度・空気質など保存環境に関するデータを蓄積する。

(3)-1 収蔵品の修理

修理、保存処理を要する収蔵品等については、外部の専門家等との連携の下、緊急性の高い収蔵品から順次、計画的に修理する。

(4館共通)

1) 作品の応急修理に積極的に取り組み、劣化の予防に努め、緊急性の高いものから100件（東京：70、京都：10、奈良：5、九州15）程度の本格修理を実施する。

(東京国立博物館)

1) 引き続き国宝・重要文化財の中長期修理計画を策定する。

2) 保存修復関係資料（前年度修理実施分）のデータベース化を図る。（70件程度）

(京都国立博物館)

1) 文化財保存修理所修復資料のデータベース化を図る。（250件程度）

(奈良国立博物館)

1) 修理資料のデータベース化に備えて、継続して年度毎の修理目録を作成する。

2) 寄託品の修理の可能性を検討する。

(九州国立博物館)

1) 博物館科学・保存修復諸室の積極的活用を図る。

2) 修理資料のデータベース化の調査を実施する。

(3)-2 科学的な技術を取り入れた修理

伝統的な修理技術とともに科学的な保存技術を取り入れた修理を実施する。

(4 館共通)

1) 紙本作品について、繊維同定を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。

2) 修理前あるいは修理中に、蛍光X線分析、X線透過撮影などの光学的調査を行い、作品の材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。

(奈良国立博物館)

1) 木造作品について、可能なものは木材樹種同定の調査を行い、作品の材料の解明および修理指針の検討に役立てる。

2) 古墳出土の甲冑片、武具等鉄製品、木造彫刻などのX線撮影及び実測図作成を順次進め、材料・技術の解明及び修理指針の検討に役立てる。

2 文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信

(1) 展示の充実

東京、京都、奈良、九州4館の特色を生かし、再度、国立博物館を訪れたいくなるような魅力ある平常展や特別展を実施する。

① 平常展

展観事業の中核と位置づけ、特集陳列等の充実を図る。また、作品キャプションについては全てに英語訳を付するとともに、時代背景等をわかりやすく伝えるために展示テーマごとの解説の充実を図り、その外国語訳に努める。

(東京国立博物館)

ア 定期的な陳列替の実施(年200回程度)

イ 陳列総件数 約5,500件(東洋館閉館のため)

ウ 本館「日本美術の流れ」をはじめとする日本美術関係の展示、平成館の日本考古展示の更なる充実を図る。

エ 東洋館が耐震改修工事のため閉館となるため、表慶館・本館などにおいて東洋考古・美術の展示を積極的に進める。

オ 改修後の東洋館の展示案を検討する。

カ 特集陳列

22年度は東洋館が改修工事のため通年休館となり、特集陳列を実施する展示場が減少するため特集陳列の数は例年より減らざるをえない。東洋館展示の代替として、本館においても東洋美術・考古の特集展示を実施する。

・古墳時代の甲冑―帯金式甲冑の成立と展開―(9月14日～12月12日)

・中国書画精華―海を渡ってきた名品たち―(10月19日～12月12日)

・「博物館に初もうで」(23年1月2日～1月30日)等

キ 東京文化財研究所関係企画

・海外の日本美術品の修復(5月11日～5月23日)

ク 文化庁関係企画

・「平成22年 新指定 国宝・重要文化財」(仮称)(4月27日～5月9日)

平成22年(2010)に新たに国宝・重要文化財に指定される文化財を展示する。

(京都国立博物館)

平常展示館建替工事に伴い、平常展は休止せざるをえないが、金沢能楽美術館にて当館収蔵品展を開催する(共催、4月17日～5月30日)ほか、博物館美術館への収蔵品の貸与を積極的に進め、ウェブページで情報を公開する。

(奈良国立博物館)

ア 活発な収集と新しい資料の発掘により平常展の充実を図る。

・西新館 考古・絵画・書跡・工芸部門の平常展示

西新館耐震工事のため、正倉院展終了後に開催する。工事完了後は展示ケース・照明など、今回の工事で充実した設備を最大限活用し、より快適な鑑賞環境を提供する。

・本館（1～13室）彫刻部門の平常展示

西新館耐震工事に伴って本館を特別展「大遣唐使展」の会場として使用するため、7月20日まで休止し、7月21日には新規収蔵品を含む、より充実した内容でリニューアルオープンする。同時に照明やキャプションを一新し、快適な鑑賞環境を提供する。

・本館（14・15室）中国青銅器の平常展示

本館における「大遣唐使展」会期中および西新館耐震工事中も開催。

・「注目の逸品」コーナーを設け、観覧者の関心を喚起する。

イ 定期的な陳列替の実施（年850回程度）

ウ 陳列総件数 約850件

エ 特別陳列により平常展の充実を図る。

独創的な研究テーマ及び地域に密着した研究テーマによる特別陳列の充実

・「おん祭と春日信仰の美術」（12月4日～23年1月16日）

・「お水取り」（23年2月5日～3月14日）

オ 考古資料の相互貸借事業の実施

（九州国立博物館）

ア 定期的な陳列替の実施（年300回程度）

イ 陳列総件数 約800件

ウ 平常（文化交流）展の部分的なリニューアルによって充実を図る。

・来館者にとって分かり易い展示室内サインを開発し、快適な鑑賞環境を提供する。

エ トピック展示により、独創的なテーマおよび地域に密着したテーマを掘り下げる（日程はいずれも予定）。

・「邪馬台国 九州VS近畿」（仮称）（関連3室 23年1月1日～2月20日）

・「湖の国の名宝」（仮称）（関連9室・11室 6月11日～9月5日）

・「南蛮」（関連11室 4月28日～6月6日）等

オ 他国語対応の展示室マップの作成

・英語・中国語・韓国語版の文化交流展示室のマップを継続して作成する。

②特別展

（共同企画）

・特別展「細川家の至宝－珠玉の永青文庫コレクション－」

（東京国立博物館、[23年度京都国立博物館、九州国立博物館]）

・特別展「誕生！中国文明」

（東京国立博物館、九州国立博物館、[23年度 奈良国立博物館]）

（東京国立博物館）

22年度は海外展を重視し、5件の海外展及び1件の特別協力を行う。

目標入場者数 98万人（海外展を除く。）

ア 特別展「細川家の至宝－珠玉の永青文庫コレクション－」（4月20日～6月6日）

熊本・細川家に伝来、収蔵される文化財の中から代表的な優品を一堂に展覧。（目標入場者数16万人）

イ 特別展「誕生！中国文明」（7月6日～9月5日）

中国・河南省の全土から名品を選定し、中国文化の真髄に迫る。（目標入場者数22万人）

ウ 光明皇后1250年御遠忌記念 特別展「東大寺大仏一天平の至宝－」（10月8日～12月12日）

東大寺大仏開眼にかかわる文化財の中から天平期の寺宝を中心に名品を展覧。（目標入場者数42万人）

エ 平山郁夫文化財保護活動顕彰特別展「未来への遺産」（仮称）（23年1月～3月）（予定）

文化財保護の重要性と課題等に関連する美術工芸品によって展覧。(目標入場者数18万人)

オ 海外展「日本の美 5000年」(仮称)(5月4日～6月28日)

会場:トプカプ宮殿博物館(トルコ)

2010年の「トルコにおける日本年」を記念し、日本美術の精華を紹介。

カ 海外展「日本美術展」(仮称)(未定)

会場:ヒューストン美術館(アメリカ)

東京国立博物館所蔵の日本美術の優品を精選し展示。

キ「上都から大都へ:クビライ・カーンの世界」展(9月2日～23年1月2日)

会場:メトロポリタン美術館(アメリカ)(東京国立博物館特別協力)

元時代に制作された書画、彫刻、工芸などの至宝を一堂に集め展示。

ク「よみがえるヤマトの王墓-東大寺山古墳と謎の鉄刀」(9月22日～11月23日)

会場:天理大学附属天理参考館

東大寺山古墳出土遺物全点調査した研究の成果を一般に公開。

ケ 海外展 上海市万国博覧会開催記念「唐宋元絵画珍品展」(仮称)(9月29日～11月23日)

会場:上海博物館(中国)

宋元絵画の名品を展示し、その意義や価値に迫る。

コ 海外展 上海市万国博覧会開催記念「鑑真と空海-日中文化交流の顕彰」展(仮称)(9月29日～11月23日)

会場:上海博物館(中国)

万国博覧会の開催を記念し、鑑真と空海に焦点を当て、日中文化交流の意義を検証。

サ 海外展「高麗仏画」(10月11日～11月21日)

会場:国立中央博物館(韓国)(東京国立博物館特別協力)

国立中央博物館新館開館5周年を記念し、高麗仏画を一堂に集め、その優れた特色を究明。

(京都国立博物館)

目標入場者数 20万人

ア 特別展覧会「没後400年 長谷川等伯」(4月10日～5月9日)

等伯の生涯を追いながら幅広い画業を紹介。(目標入場者数 13万人)

イ 特別展覧会「没後200年記念 上田秋成」(7月17日～8月29日)

上田秋成の文事と彼と交流した画家たちの書画を展示。(目標入場者数 2万人)

ウ 特集陳列「新収品展」(7月17日～8月29日)

平成20～21年に収集した作品を展示。(上田秋成展と同時開催)

エ 特別展覧会「高僧と袈裟-ころもを伝え ころもを繋ぐ-」(10月9日～11月23日)

袈裟を通して日本の仏教と染織の歴史を辿る。(目標入場者数 2万人)

オ 特別展覧会「上野コレクション寄贈50周年記念 中国の書画-深遠なる墨美の世界- (仮)」

(23年1月8日～2月20日)中国書画の優品を展示。(目標入場者数 3万人)

カ 特集陳列「生誕125年記念 篆刻家 園田湖城」(23年1月8日～2月20日)

篆刻家園田湖城の作品や関連する資料を展示。(中国の書画展と同時開催)

キ 特別展覧会「法然上人800回忌 法然-生涯と美術-」(23年3月26日～5月8日)

法然上人絵伝を軸に法然の生涯と思想を遺された文化財によって展望。

(奈良国立博物館)

目標入場者数 31万人

ア「平城遷都1300年記念 大遣唐使展」(4月3日～6月20日)

中国・唐の文化を日本に伝え、古代史に巨大な足跡をのこす遣唐使の全容を紹介。(目標入場者数 12万人)

イ「仏像修理100年展」(仮題)(7月21日～9月26日)

明治時代から現代までの仏像修理進化の歴史を、実際の作品・模造・模刻・修理資料などを通して語る。(目標

入場者数 1万人)

ウ「第62回正倉院展」(予定)

正倉院宝庫に伝わる宝物約70件を展示。(目標入場者数 18万人)。

(九州国立博物館)

目標入場者数 30万人(海外展を除く。)

ア「パリに咲いた古伊万里の華」(4月6日～6月13日)

江戸時代ヨーロッパに輸出され愛玩を受けた古伊万里磁器を紹介。(目標人数 5万人)

イ「馬 アジアを駆けた二千年」(7月13日～9月5日)

大陸を渡って伝来し日本で独自に発展した馬の文化を紹介。(目標人数 5万人)

ウ「誕生!中国文明」(10月5日～11月28日)

文化芸術の基礎が育まれた王都河南省の文物の優品を紹介。(目標人数 9万人)

エ「没後120年 ゴッホ展—こうして私はゴッホになった—」(23年1月1日～2月13日)

オランダ・ファン・ゴッホ美術館、クレラー・ミュラー美術館所蔵の珠玉の名品を紹介。(目標人数 11万人)

オ 海外展「ふたつの国の巧と美」(仮称)(23年1月15日～3月13日)

会場:タイ王国バンコク国立博物館(タイ王国バンコク都)

九博の国際協力事業の成果として実施。日本・タイの文化を比較して展示し、共通性と差異を示す。本展は23年度に帰国展として九博で実施の予定。

③ 展覧会広報活動の取組み

法人としての広報活動を展開する。

- ・法人概要、年報を作成する。
- ・法人ウェブサイトを活用する。

(4) 館共通

- 1) 年間スケジュールリーフレットの制作・配付
- 2) マスコミ媒体や公共交通機関等と連携した広報活動の展開
- 3) ウェブサイトによる情報提供

(東京国立博物館・京都国立博物館・奈良国立博物館)

- 1) メールマガジンの配信

(東京国立博物館)

平常展の活性化に重点をおいた広報活動を行う。

- 1) 「東京国立博物館ニュース」の編集・発行・配付(年6回)
- 2) 広報・宣伝制作物の企画・制作・配布等
- 3) 「総合案内パンフレット」(7カ国語)「フロアガイド」(4カ国語)等パンフレットの制作・配付
- 4) 携帯電話サイトの立上げと情報配信
- 5) ウェブサイトのリニューアル

(京都国立博物館)

- 1) 「博物館だより」の発行・配布(年4回)
- 2) 「News Letter」(英文)の発行・配布(年4回)
- 3) モバイルサイトによる情報提供(随時更新)
- 4) 「館内案内」リーフレット(6カ国語)の作成・配布
- 5) 東山地区の建仁寺・智積院・東福寺などの寄託社寺と連携し、チラシの交換、ホームページのリンク等の広報活動を展開

6) 京都市内4美術館博物館で連携し、共通の展覧会情報パンフレットを作成・配布するなどの広報を展開する。

(奈良国立博物館)

- 1) 特別展及び平常展の魅力を紹介した博物館だよりを発行する。(年4回)

- 2) 広報・宣伝制作物の企画・制作・配布等。
- 3) 館内配置図リーフレット（7カ国語）の作成・配布。
- 4) 地元の自治体・商工団体・観光団体等と連携した広報活動の展開を図る。
- 5) 液晶ディスプレイによる情報提供を継続して行う。
- 6) 東大寺、春日大社の寄託社寺及び賛助会員企業と連携し、特別展等のチラシを配布する。
- 7) 文化大使を継続し、広報活動を行う。
- 8) 広報の外注化を検討する。

(九州国立博物館)

1) 文化交流展示室の展示ストーリーを、日本文化にはじめて接する海外の来館者にも理解しやすいような、外国語のパンフレットまたはガイドブックを刊行する。

2) 特別展の実施に伴う広報・宣伝材料を制作する。特に特別展の内容理解を促進するための番組を制作、TV放映する。

3) 「九州国立博物館季刊情報誌アジアージュ」を発行する。(年4回)

4) 現在および過去や将来の展示リストを検索・紹介し、新鮮な展示情報を情報発信するためのウェブデータベースを整備する。

5) 地元の自治体・商工団体・観光団体等と連携した広報活動を展開する。

6) 九州観光推進機構を通じた海外への広報・営業活動を展開する。

7) 文化交流展示室からの積極的な情報発信をはかるため、ポスター・ちらし・webコンテンツの活用を一層、促進する。

8) 文化交流展示室で展示される作品に焦点を当てた広報TV番組を制作、放映する。

9) 開館5周年を記念したイベント等を実施し、博物館の活動を広報する。

④黒田記念館所蔵作品の公開機会拡大

(東京国立博物館)

1) 黒田記念館での展示の他、東京国立博物館本館において特集陳列を開催する。

(2) 日本の歴史・伝統文化及び東洋文化の理解促進

日本の歴史・伝統文化及び東洋文化の理解促進を図り、国立博物館としてふさわしい教育普及事業に重点化する。

① 学習機会の提供

(4 館共通)

1) キャンパスメンバーズ(大学会員制度)による大学との連携を継続して実施する。

(東京国立博物館)

1) ナショナルセンターとして日本の歴史・文化及び東洋文化の理解促進を図るための教育普及の先導的事業を実施する。

本館20室を教育普及スペース「みどりのライオン」と位置づけ、適宜、小講堂等も活用し、内容に応じた環境を設定しながら事業を展開する。

○ファミリー向け教育普及的展示企画「親と子のギャラリー」の実施

・特集陳列「親と子のギャラリー 日本美術のつくり方2」(6月15日～7月25日)

・特集陳列「親と子のギャラリー 博物館の音楽会」(7月27日～9月5日)

○体験型プログラムの実施

・特集陳列「親と子のギャラリー 日本美術のつくり方2」など、平常展示に関連した一般向け及びファミリー向けのワークショップやアクティビティを実施する。

・本館20室「みどりのライオン」において、ハンズオン体験コーナー「日本のもようでデザインしよう」を継続して実施する。

・正月企画「博物館に初もうで」に関連して、ワークシートを用いたアクティビティを実施する。

○教育的展示及びイベント「博物館でお花見を」（3月24日～4月11日）の実施

2) 学校との連携事業を推進する。

- ・スクールプログラム（鑑賞支援・体験型プログラム等）を継続して実施する（小・中・高校生対象）。
- ・就業体験の受け入れを継続して行う（小・中・高校生対象）。
- ・単位制高校及び高校生向け講座を継続して実施する（高校生対象）。
- ・インターンシップを継続して実施する（大学院生対象）。
- ・東京芸術大学との連携事業を継続して実施する（大学院生対象）。
- ・全国高等学校美術・工芸教育研究会所属教員のための研修を継続して実施する。
- ・教員鑑賞会・ガイダンスを継続して実施する。

3) 文化財について分かりやすく理解するための列品解説・月例講演会・連続講座・教育普及イベント等を継続して実施する。

（京都国立博物館）

1) 展示・収蔵品に関連する講演会「土曜講座」を開催する。

2) 一般向け教育普及事業として「夏期講座」を開催する（テーマ「文学と美術」）。

3) 京都大学大学院人間・環境学研究科の歴史文化社会論講座を担当する。

4) 京都橘大学との連携事業を継続して実施する。

5) 展示品解説シートとしての博物館ディクショナリーを作成し、館内で配布するとともに、京都市内小中学校へ配布する。併せてメールマガジンでの配信を行う。

6) 小中学生向けに展示解説を行う「少年少女博物館くらぶ」を実施する。

7) 京都市内4美術館・博物館連携の「京都ミュージアムズ・フォー連携講座」を行う。

（奈良国立博物館）

1) 小中学校との連携

- ・奈良県内小中学校にメールマガジンを配信し、博物館だよりを送付する。
- ・奈良市内小学校5年生を対象に世界遺産学習授業を実施する。
- ・中学生の職場体験学習を受入れる。

2) 講座等の開催

- ・仏教美術等に関するサンデートークを随時実施する。
- ・特別展等に際してシンポジウム及び講座を開催する。
- ・夏季講座を開催する。
- ・特別陳列に因み、伝統的行事を体験する催しを実施する。

3) 大学・自治体との連携

- ・奈良女子大学及び神戸大学との連携講座を継続して実施する。
- ・奈良教育大学・奈良市教育委員会と連携して世界遺産学習のプログラム開発を検討する。
- ・文化財保存修理所の一般公開を行い、文化財保存の意義についての啓蒙に努める。

（九州国立博物館）

1) 博物館における体験型事業の充実を図る。

- ・教育普及ゾーンで活用する様々な教育キットの開発
- ・幅広い層に向け体験活動の促進を図るため、教育活動の場を提供
- ・アジア諸国の文化を理解する様々な体験学習プログラムの開発

2) 九州大学との共同研究の成果に基づき、平常展を利用して来館者のニーズに合った情報提供を行うためのプログラムを研究・開発する。

3) 学校教育との連携事業を実施する。

- ・職場体験（中学生）の受け入れを実施
- ・ジュニア学芸員（高校生）事業の実施

- ・博物館活用の促進を図るため、教員研修の場の設置
- ・学校貸出キット「きゅうぱっく」の貸し出しの実施

4) シンポジウムを開催する。

5) 特別展記念講演会を開催する。

6) 文化交流展、特別展に関連した教育普及事業を実施する。

7) ギャラリートークを随時実施する。

8) 文化施設等へ講師を派遣する。

9) 特別展の内容に親しみをもたせ、より良く理解するためのワークショップを開催するとともに、文化交流展示の内容とも連携した事業展開を行う。

10) 近隣大学等と文化財保存技術および展示・教育普及に関する共同研究を計画する。

11) 放送大学の面接授業を実施する。(講師数 8人)

12) 博物館実習生の受け入れを実施する。

13) インターンシップによる研修生の受け入れを実施する。

②-1 ボランティア活動の支援

(東京国立博物館)

1) 各種教育普及事業及びイベント等の補助活動の充実を図る。

2) 点字や手話による博物館案内を実施する。

3) 各種解説ツアーを継続して実施する。

4) ボランティア自身の企画立案による解説ツアーの充実を図る。

5) 東京芸術大学学生ボランティアによる活動を継続して実施する。

(京都国立博物館)

1) 大学(京都橘大学)との学術交流による特別展覧会観覧者アンケート(反応収集・集計・分析)ボランティアを実施する。

2) 調査・研究支援ボランティアを受け入れ、各種事業活動の充実を進める。

3) 学校への訪問授業をする「文化財ソムリエ」の大学生・大学院生ボランティアを育成する。

(奈良国立博物館)

1) ボランティアによる、展示解説、イベント、学習普及事業補助等の充実を図る。

2) ボランティアに対する指導助言体制とボランティアに対する研修の充実を図る。

3) ボランティア同士のグループ別学習の充実に努める。

4) 外国語対応のできる解説ボランティアの充実に努める。

(九州国立博物館)

1) ボランティアを受け入れ、展示解説部会、教育普及部会、館内案内部会(日本語、英語、中国語、韓国語)、環境部会、イベント部会、資料整理部会、サポート部会、学生部会の充実を図る。

2) ボランティアに対し資質向上を目的に基礎研修・専門研修を実施する。

3) ボランティア同士のグループ別学習の充実を図る。

②-2 博物館支援者の増加

(4 館共通)

1) 「友の会」等の会員制度によるリピーターの拡大に努める。

2) 「友の会」会員を対象とした事業を実施する。

3) 企業等と連携し、広報活動やイベントによる博物館の認知度向上に努める。

4) 公共交通機関等とのタイアップによる広報の充実に努める。

(東京国立博物館・奈良国立博物館)

1) 賛助会員制度の継続・拡充を図る。

2) 地域、企業との連携・拡充を図る。

(京都国立博物館)

- 1) 支援団体が行う文化財の鑑賞会・見学会等に協力する。
- 2) 企業等との連携により、施設を活用したイベントの実施及び広報活動の充実を図る。
- 3) 展覧会事業への企業からの各種支援（協賛・協力）を募る。

(奈良国立博物館)

- 1) 支援団体との連携により施設を活用したイベント等を実施し、認知度向上に努める。

(九州国立博物館)

- 1) 寄付金の獲得に努める。
- 2) 九州国立博物館振興財団や近隣地域等と連携したイベントの実施及び広報活動の充実を図る。
- (3) 快適な観覧環境の提供

① 観覧環境の整備プログラム等の策定

(4 館共通)

- 1) 特別展において音声ガイド等を活用した情報提供を積極的に推進し、入館者に対するサービスの向上を図る。

(東京国立博物館)

- 1) 点字版パンフレット等を配布する。
- 2) 多言語による案内及び誘導サイン等を順次整備する。
- 3) より快適な観覧環境を構築するため、展示照明を順次整備する。
- 4) 本館2階「日本美術の流れ」のテーマ解説及び主な展示作品の解説をまとめた日本語パンフレットを継続して作成し、配布する。

5) 外国人に「日本美術の流れ」展示を理解してもらうために、より基礎的な解説を盛り込んだ、英語、中国語、韓国語のカラーパンフレットを継続して制作・配布する。

- 6) 平常展における音声ガイドの導入について検討する。

(京都国立博物館)

- 1) 快適な観覧環境を提供するための平常展示館の建替プログラムを推進する。
- 2) 6カ国語（日本語、英語、中国語、韓国語、仏語、西語）リーフレットを継続して制作する。
- 3) 混雑が予想される展覧会について、入館者調整や陳列品の配置及び音声ガイドの解説場所等の工夫を行い、展覧会場の快適な環境維持に努める。
- 4) ウェブサイトで展覧会の混雑状況・待ち時間の速報を行う。

(奈良国立博物館)

- 1) 快適な観覧環境を提供するための展示施設の計画的な整備を実施する。
- 2) 7カ国語（日本語、英語、中国語、韓国語、仏語、独語、西語）リーフレットを継続して制作する。
- 3) 混雑が予想される展覧会について、入館者調整、陳列品の配置及び音声ガイドの開設場所の工夫を行い、展覧会場の快適な環境維持に努める。
- 4) 誘導サイン及び展示照明を順次整備する。

(九州国立博物館)

- 1) 快適な観覧環境を提供するための展示施設等の調査・分析及び検討を進める。
- 2) 7カ国語（日本語、英語、中国語、韓国語、仏語、独語、西語）リーフレットを継続して制作する。
- 3) 混雑が予想される展覧会について、入場者調整、展示レイアウトの工夫を行い、展覧会場の快適な環境維持に努める。

② 一般入館者の満足度調査及び専門家の批評聴取

一般入館者、専門家を対象に満足度調査を定期的の実施し、調査結果を展示等に反映させるほか、必要なサービスの向上に努める。

(4 館共通)

1) 入館者のニーズを引き出すため入館者調査を実施し、その結果を改善に生かす。

(京都国立博物館・奈良国立博物館)

特別展等に関し、専門家の展覧会評を求め、広報誌等に掲載する。

(京都国立博物館)

1) モニターを委嘱し、提言を受けることで、展覧会を含めた博物館運営に反映する。

③ ミュージアムショップやレストラン等館内環境の充実

ミュージアムショップやレストランの利用者等の意見を把握し、関係者との協議のうえ、利用者サービスの向上に努める。

(東京国立博物館・奈良国立博物館)

1) オリジナルグッズを開発し、サービス向上に努める。

(京都国立博物館)

1) オリジナルグッズや展覧会に応じた商品を置くことで、ミュージアムショップのサービス向上に努める。

2) レストラン利用者にアンケート調査を行いサービス向上に努める。

(奈良国立博物館)

1) 観覧料金の支払いをはじめミュージアムショップやレストラン等での支払いがカード決済出来るよう環境を整える。

(九州国立博物館)

1) オリジナルグッズの開発や特別展に関連した商品の提供など、サービスの向上に努める。

2) 特別展に関連した特別メニューを提供するなど、サービスの向上に努める。

3 我が国における博物館のナショナルセンターとしての機能の強化

(1) 調査研究の成果の発信

(東京国立博物館)

1) 博物館情報アーカイブを運用し、収蔵品・調査研究等に関する情報公開の充実を図る。

2) 国際的な講演・研究集会を開催する。

3) 紀要・図版目録等を刊行する。

4) 文化財修理報告書を刊行する。

5) 法隆寺献納宝物特別調査概報を刊行する。

6) 研究誌「MUSEUM」(年6回)を刊行する。

(京都国立博物館)

1) 仏教美術に関するシンポジウム報告書を刊行する。

2) 特別展覧会「高僧と袈裟」関連事業として国際シンポジウムを開催する。

3) 研究紀要「学叢」を刊行するとともに、学術研究公開の一環として既刊分を順次ウェブサイトで公開する。

4) 社寺調査報告書を刊行する。

5) 文化財修理報告書を刊行する。

6) 社寺調査の成果を盛り込んで特別展覧会「法然」を企画し、併せて図録を作成する。

(奈良国立博物館)

1) 研究紀要「鹿園雑集」を刊行し、ウェブサイトで公開する。

2) 正倉院展に因むシンポジウムを開催する。

3) 国際的な講演・研究集会を開催する。

4) 文化財修理報告書刊行のため、資料整理等を実施する。

5) 入場無料ゾーンを利用し、調査研究活動実績をパネル等で公開する。

(九州国立博物館)

1) 研究紀要「東風西風」を刊行する。

2) 国際的な講演・研究集会を開催する。

- 3) 文化財修理に関する印刷物を刊行する。
- 4) 保存修復活動の成果を教育普及事業に反映させる。
- (2) 海外研究者の招聘等研究交流の実施
(国立文化財機構)
- 1) 日中韓国立博物館長会議へ参加する。
- (4 館共通)
- 1) 海外の博物館・美術館等の研究者を招へいし、海外の研究者との交流を促進する。
(20人程度：東京6、京都5、奈良6、九州3)
- 2) 当館職員を海外の博物館・美術館等に研究交流並びに研修のため派遣する。(22人程度：東京6、京都6、奈良6、九州4)
- (東京国立博物館)
- 1) 国際交流協定を締結している博物館および欧米主要館を中心に、海外の博物館との交流を活発に行う。
(京都国立博物館)
- 1) 諸外国における国際会議、研究集会等へ積極的に参加する。
- 2) 外国人研究員・研修員の受け入れを行う。
(奈良国立博物館)
- 1) 国際交流協定を締結している博物館を中心として、海外の博物館との交流を活発に行う。
(九州国立博物館)
- 1) 国際交流活動推進へ向けての基盤を整備するとともに海外博物館等との交流を実施する。
- 2) 海外の文化財研究者や修理技術者を招聘し、文化財保存修復施設を活用した専門的な国際交流セミナーやワークショップを開催する。
- (3) 保存修理事業者への研修プログラム
- (4 館共通)
- 1) 保存修理事業者を対象とした研修会を開催するとともに、インターンの受け入れや保存修理事業者と協力した研修会を開催する。
- (4) 収蔵品の貸与
(東京国立博物館)
- 1) 国内の博物館等で開催する展覧会へ収蔵品を1,000件貸与する。
- 2) 長崎歴史文化博物館の平常展示のため、引き続き約80件を長期貸与する。
- 3) 海外の美術館・博物館等で開催する展覧会へ50件貸与する(海外交流展出品作品を含む)。
- 4) 国内の公私立博物館と考古資料の相互貸借を実施する。
(京都国立博物館)
- 1) 国内外の博物館等へ収蔵品を貸与する。(約120件)
(奈良国立博物館)
- 1) 国内外の博物館等で開催する展覧会へ収蔵品を100件貸与する。
- 2) 国内の公私立博物館と考古資料の相互貸借を実施する。
(九州国立博物館)
- 1) 収蔵品の充実に努め、貸与の体制を整備する。
- (5) 公私立博物館・美術館等に対する援助・助言の推進
- (4 館共通)
- 1) 公私立の博物館・美術館等が開催する展覧会及び運営等の援助・助言をする。
(東京国立博物館)
- 1) 新規貸与館に対する環境調査は、東京文化財研究所と協力して指導助言を行う。
(京都国立博物館)

1)「京都国立博物館所蔵 能装束展」(金沢能楽美術館)に援助・助言を行う。

(奈良国立博物館)

1)「奈良の古寺と仏像 ～會津八一のうたにのせて～」展(新潟県立近代美術館、三井記念美術館、奈良県立美術館)に援助・助言を行う。

(九州国立博物館)

1)地域の自治体と連携し、公私立博物館・美術館等職員のための古文書保存に関する専門講座を開催する。

4 文化財に関する調査及び研究の推進

(1)文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究の推進

文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究として、国内外の機関との共同研究や研究交流も含めて以下の課題に取り組むことにより、国・地方公共団体における文化財保護施策の企画・立案、文化財の評価等に関する基盤の形成に寄与する。

①平成16年の文化財保護法の一部改正に伴い保護対象となった文化的景観、民俗技術に関する基礎的・体系的な調査・研究を実施し、今後の指定をはじめとする保護施策に関する資料と指針を提供する。

ア 文化的景観の体系化や保護策に関する研究の一環として、文化的景観に関する基礎的な情報の収集を進めるとともに、文化的景観の学術及び保護に資する研究会を定期開催し、その成果をふまえて文化的景観の保護に関する研究集会を開催する。また、ケーススタディーとして実施してきた高知県四万十川流域の文化的景観に関する調査研究報告書を作成する。

イ 民俗技術に関して、都道府県・市町村における保護の現状に関して、年中行事に用いられる飾り物等に関する技術伝承を中心に調査を行い、資料を収集する。(④と一体で実施)

②我が国の有形文化財及びそれに関わる諸外国の文化財に関し、以下の課題に重点的に取り組む。

ア 日本を含む東アジア地域における美術の価値形成の多様性を解明するために、報告書を平成22年度に刊行することを目指して、近年の記録媒体や分析手法等の進展に対応しながら調査研究し、美術史研究の資料的基盤を整備、確立して、国内外の研究交流を行う。

イ 我が国における近現代美術の歴史を解明するために、日本の近現代美術に関する研究資料を収集、整理し、総合的な視点に基づく研究手法を開発するとともに、多様化する現代美術の動向に関する調査研究を行い、基礎資料を形成する。

ウ 美術の創作のプロセスを解明して、美術や文化財に対する理解を深めるために、報告書を平成22年度に刊行することを目指して、文化財に関する諸分野と連携しながら、基礎的なデータを収集、蓄積し、制作過程や技法、材料の歴史の変遷を明らかにする調査研究を行う。

エ 日本の歴史、文化の源流等の実態を探るため、古都所在の寺社や旧家が所蔵してきた歴史資料・書跡資料等に関して、興福寺、東大寺、仁和寺、大宮家等の所蔵資料の原本調査、記録作成を実施するとともに、これまで調査してきたデータを整理し、得られた成果の一部を公表する。

オ わが国の文化財建造物の保存・修復・活用に向けた歴史的建造物、伝統的建造物群及び近代化遺産等に関する基礎データを蓄積し、分析・研究を行うとともに、古代建築の今後の保存と復原に資するため、古代建築の諸構法についての再検証を行い、得られた成果を整理する。

③これまで行ってきた無形文化財の伝承実態に関する調査研究をまとめて報告書を刊行する。無形文化財に関する音声・映像記録に基づいて公開講座として発表するほか、能楽・雅楽における楽器、能楽の資料調査、文楽における美太夫節曲節資料の調査を行う。また、伝統芸能の中で伝承の変化の著しい謡曲、講談の記録作成を行う。

工芸技術については技法書や映像資料等の収集を行い、その調査を行う。また、無形文化遺産分野についての国際的研究交流として、韓国をはじめとする近隣諸国との研究交流を実施する。

④我が国の風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など無形民俗文化財の現在における伝承の実態、伝承組織、公開のあり方等について、平成22年度は、無形民俗文化財の現代における伝承実態、伝承組織、公開のあり方等について、現地調査公開実態調査およびこれまでの現地調査の補足調査を実施し、その成果をとりまとめ報告書として刊行する。また、無形民俗文化財研究協議会を実施し、その成果を報告書にまとめる。さらに、無形民俗文化財の映

像記録についての全国的な所在情報データベースの構築を完了させる。

⑤ 国家の形成過程や当時の生活実態の解明に向けて、遺跡の発掘調査、出土品・遺構等に関する調査研究及び文化財建造物に関する基礎的調査研究を実施する。

ア 平城京跡及び飛鳥・藤原京跡について、古代都城の実体解明のため本年度は以下の地区の発掘調査を実施する。

(平城京跡) 平城宮跡東院地区・東方官衙地区、平城京内諸寺院ほか

(飛鳥・藤原京跡) 藤原宮跡朝堂院地区、飛鳥地域ほか

イ 出土遺物及び遺構に関する調査、分析、復原的研究を総合的・多角的に実施することを目的として、平成21年度及び平成20年度以前の発掘により出土した出土遺物(木製品・金属製品・土器・土製品・木簡・瓦等)の分類分析研究及び保存処理を実施するとともに遺構の研究を行う。そしてその成果の一部を『平城宮発掘調査報告』、『平城宮整備報告』等として刊行する。

ウ 飛鳥・藤原京・平城京などの古代都城の解明に資するために、古代官衙、集落遺跡に関する研究集会を実施し、報告書を刊行する。

エ アジアにおける古代都城遺跡、生産遺跡、墓制及び陶磁器に関する調査研究並びに研究協力について、北魏洛陽城等に関する中国社会科学院考古研究所との共同研究、中国の生産遺跡(唐三彩窯跡及び生産品)に関する河南省文物考古研究所との共同研究、隋唐墓に関する遼寧省文物考古研究所との共同研究、日本の古代都城並びに韓国古代王京に関する韓国国立文化財研究所との共同研究を協定に基づいて実施する。そして、その成果の一部を『漢長安城桂宮発掘調査報告』、『鞏義白河窯の考古新発見』、『日韓文化財論集Ⅱ』として刊行する。

オ 平安時代庭園に関する調査・研究の一環として、平成22年度は平安時代中期・後期の発掘遺構・現存庭園・史料等について情報収集・調査を行うとともに、平成18年度からの研究成果を『古代庭園研究Ⅱ』(学報)として取りまとめる。

カ 飛鳥時代の壁画古墳についての調査研究を行うとともに、東アジアにおける工芸美術史・考古学研究の一環として、鑄造関連遺物を中心とした資料の調査を行うとともに、河南靈井遺跡出土品の研究に協力する。また、飛鳥時代木造建築遺物の研究として、山田寺出土部材の研究を行う。

⑥ 遺跡の保存・整備・活用に関する一体的な調査・研究、技術開発の推進及び整備事例のデータベース化等により、個々の遺跡の現況に対応した適切な保存修復・整備の向上に資する。また、これに関連して、平城宮跡・藤原宮跡の整備・公開・活用に関する調査・研究を行い、文化庁が行う平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡の整備・復原事業に関して、専門的・技術的な協力・助言を行う。

ア 遺跡の調査・保存・整備計画段階から整備後における管理・運営と公開・活用に至るまでの調査研究を行うとともに、遺構の露出展示を伴う整備事例の資料収集・現地調査を踏まえたデータベースを構築し、遺構露出展示に関する調査研究の成果を報告書として取りまとめる。また、遺跡の総合的なマネジメントに関する研究集会を開催する。

イ 遺構の安定した公開・展示を行うことを目的とした事前調査法、保存技術ならびに監視技術の開発的研究の一環として、遺跡の水分状態や石材の劣化状態を把握する技術の応用研究、平城宮跡遺構展示館等における遺構安定化の実地試験に取り組む。

ウ 平城宮跡・藤原宮跡について、公開活用及び整備の具体的方策を研究し、文化庁が行う平城宮跡・藤原宮跡の整備・公開・活用に関して、専門的・技術的な援助・助言を行う。文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究として、国内外の機関との共同研究や研究交流も含めて以下の課題に取り組むことにより、国・地方公共団体における文化財保護施策の企画・立案、文化財の評価等に関する基盤の形成に寄与する。

(2) 文化財に関する新たな調査手法の研究・開発の推進

文化財の調査手法に関する以下の研究・開発を推進し、文化財を生み出した文化的・歴史的・自然的環境等の背景やその変化の過程を明らかにすることに寄与する。

① 光に対する物性を利用した高精細デジタル画像を形成する手法に関し、文化財の色や形状・肌合いなどを正確かつ詳細に再現し、公開することを目指して、調査・研究を行う。

② 可搬型蛍光X線分析装置による彩色文化財の材質調査を推進するとともに、有機染料分析のための光学的調査方法の基礎的検討を行う。また、文化財の材質構造に関する調査・助言を行う。

③ 遺跡調査における新たな指標や属性分析法の確立に関する研究等を行い、全国における遺跡調査・研究の質的向上と発掘作業の効率化に資する。

ア 官衙関連遺跡及び寺院遺跡の資料収集を行い、その指標や基本的属性分析を踏まえた資料のデータベース化を推進し、適宜一般公開する。

イ 遺跡や遺物の測量・計測・探査における新たな技術の有効利用法を研究し、実地テストをつうじたデータの収集と分析を行う。また、形状をはじめとする考古資料の情報の分析手法を開発・研究し、デジタルアーカイビング技術の導入を検討する。

④ 遺跡出土木材、木造建築物、木造美術工芸品などの年輪年代測定を実施し、考古学、建築史学、美術史、歴史学研究に資する。とりわけ、当研究所で開発したマイクロフォーカスX線CTやデジタル画像による非破壊年輪年代測定法は、非破壊を原則とする文化財調査に大変有効であるので、実施事例の拡充を図る。これらの研究成果を、学会、学術論文、各種報告書として発表する。また、中期計画の最終年度にあたる本年度は、過去5カ年にわたる研究活動の成果について総括する。

⑤ 動植物遺存体による環境考古学的研究の継続を行う。また、各種計測機器、マイクロスコープを活用して実験品や出土骨に残る加工痕の観察方法を確立し、骨角器製作技術や動物解体技術の研究を推進する。さらに中国、韓国、台湾や、北米北西海岸の日本の先史時代の動植物利用と対比できる遺跡の発掘に積極的に参加し、これまで国内の遺跡で開発してきた微細遺物選別法の実践を行い、東アジア、環太平洋世界の中での農耕・牧畜の起源や動植物利用に関する比較研究を行う。

(3) 科学技術の活用等による文化財の保存科学や修復技術に関する先端的調査研究等の推進

最新の科学技術の活用による保存科学に関する先端的な調査及び研究や、伝統的な修復技術、製作技法、利用技法に関する調査及び研究として以下の課題に取り組むことにより、文化財の保存や修復の質的向上に寄与する。

① 生物被害を受けやすい木質文化財（寺社等建造物、彫刻など）の劣化診断や被害防止対策の確立のため、調査研究を行う。今年度に報告書を刊行する。

② 環境の調査手法、モデル実験やシミュレーション技術を用いた環境の解析手法の確立のための研究及び実践を行う。今年度に報告書を刊行する。

③ 韓国と日本国内の石造・木質文化財調査を行い、磨崖仏などの劣化要因究明及び修復材料・技術の開発を日韓共同で行う。また、東大寺法華堂及び戒壇堂安置仏像群の防災体制に関する基礎的調査を行う。さらに、文化財防災情報システムを活用した防災体制の整備に関する調査研究を進める。

④ 考古資料の材質・構造の調査法に関して、特にレーザーラマン分光分析法や高エネルギーX線CT・CR法の実用化を図る。また、考古資料の保存・修復に関する実践的な研究を実施する。

ア 考古遺物の完全非破壊非接触分析法としてのレーザーラマン分光法の応用を目指し、標準試料及び考古遺物のラマンスペクトルの収集蓄積並びにデータベースの構築を継続する。

イ 高エネルギーX線CT法及びX線CR法を応用し、考古遺物の内部構造並びに材質推定法の基礎的研究を行う。

ウ 繊維製遺物や漆製遺物などの有機質遺物の分析法の実用化とデータベース作成を行う。

エ 木製遺物に対する超臨界溶媒乾燥法の基礎的研究と実用化を目指し、強化含浸薬剤の検討並びに乾燥条件の基礎データの集積と検討を行う。

オ 遺跡及び遺物の保存修復の現状と課題を広く検討するため、保存科学研究集会を開催する。

⑤ 伝統的な文化財修復材料及び関連技術の現地調査、自然科学的な分析などを行う。文化財などの修復に使用された合成樹脂の劣化状態を調査する。また、海外の文化財保存担当者を対象に、紙および紙文化財についての材料学・保存修復などの講義と、クリーニングなどの実技を行い、基礎的な知識を教授する。在外の日本古美術品を対象に事前調査及び修復を行い、修復後、展示活用する。さらに、専門家を現地に派遣して修復を行う。

⑥ ドイツ技術博物館との共同研究に関する打ち合わせ及び欧米での修復事例調査を行う。船の科学館・手宮機

関車庫などでの劣化調査、かかみがはら航空宇宙科学博物館・大樹町航空宇宙実験施設などでの測定データの回収と評価、日本航空協会所蔵の青焼き図面の劣化調査と資料収集を行い、再発色に関する研究を進める。

(4) 我が国の文化財保護政策上重要かつ緊急に保存及び修復の措置等を行うことが必要となった文化財について、国・地方公共団体の要請に応じて、保存措置等のために必要な実践的な調査・研究を迅速かつ適切に実施する。

① 文化庁が行う高松塚古墳・キトラ古墳の壁画の調査及び保存・活用に関して技術的に協力する。

② 国土交通省が行う国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区公園予定地の調査及び保存活用に関して技術的に協力する。

③ 国土交通省が行う大和紀伊平野土地改良事業大和平野県営飛鳥工区2号幹線の調査及び保存活用に関して技術的に協力する。

(5) 有形文化財に係る調査研究

① 収集・保管のための調査研究の実施

競争的資金の獲得に努めつつ、収集・寄託する文化財に関する研究、保存・展示環境の改善に関する研究を進めるとともに、次の研究課題に重点的に取り組む。

(東京国立博物館)

- 1) 収蔵品・寄託品及び関連品に関する調査研究
- 2) 特別調査法隆寺献納宝物(第32次)「聖徳太子絵伝」第6回
- 3) 特別調査「書跡」第8回
- 4) 特別調査「工芸」第2回
- 5) 特別調査「金地屏風の金箔地についての調査研究」一尾形光琳風雷神屏風を中心に
- 6) 特別調査「江戸幕府御用絵師板谷家関係資料」
- 7) 館蔵の漢籍・洋書に関する基礎的研究
- 8) 博物館の環境保存に関する研究
- 9) 東洋民族資料に関する調査研究
- 10) 油彩画の材料・技法に関する共同調査
- 11) 荻原守衛「女」の石膏原型とブロンズ鑄造に関する共同研究
- 12) 日本における木彫像の樹種と用材観に関する調査研究
- 13) 目録学の構築と古典学の再生
- 14) 原三溪旧蔵近代絵画・彫刻に関する基礎的研究
- 15) 博物館における文化遺産の保全と持続的公開を目指した包括的保存システムの研究
- 16) 東京国立博物館所蔵・正倉院関係資料の研究-「正倉院裂」を中心に-
- 17) 文化財保護の歴史に関する基礎的研究
- 18) 高度な復元作業のための制作空間の情報化
- 19) 狩野晴川院養信筆「法隆寺什物図」の研究

(京都国立博物館)

- 1) 近畿地区(特に京都)社寺文化財の調査研究
- 2) 鎌倉仏教とその造形に関する調査研究
- 3) 日本における木の造形的表現とその文化的背景に関する総合的考察
- 4) 建仁寺両足院に所蔵される五山文学関係典籍類の調査研究
- 5) 修復文化財に関する資料収集及び調査研究
- 6) 文化財の保存・修復に関する調査研究(奈良文化財研究所との共同研究)
- 7) 近世絵画に関する調査研究
- 8) 訓点資料としての典籍に関する調査研究
- 9) 彫刻に関する調査研究
- 10) 出土・伝世古陶磁に関する調査研究

11) 近代建築に関する調査研究

(奈良国立博物館)

- 1) 南都諸社寺等に関する計画的な調査研究等を実施
- 2) 仏教美術等の光学的調査研究（東京文化財研究所との共同研究）
- 3) 仏教美術写真収集及びその調査研究
- 4) 我が国における仏教美術の展開と、中国・韓国の仏教文化が及ぼした影響の研究
- 5) 当館所蔵品についての調査研究（実員研究員）
- 6) 奈良時代の仏教美術と東アジアの文化交流
- 7) 統一新羅期の道具瓦集成

(九州国立博物館)

- 1) 日本とアジア諸国との文化交流に関する調査研究
- 2) 文化財の材質・構造等に関する共同研究
- 3) 博物館における文化財保存修復に関する研究
- 4) 博物館危機管理としての市民協同型IPMシステム構築に向けての基礎研究
- 5) 東アジアの文化財修復用手漉き和紙の調査研究（UNESCOとの共同）
- 6) VR画像を活用した日本装飾古墳デジタルアーカイブの構築
- 7) トルキ山遼墓出土品から見た唐滅亡後の東アジアにおける工芸技術
- 8) 室町時代の仏教絵画を中心とする東アジアの宗教美術に関する調査研究
- 9) 埴輪に認められる赤色顔料についての基礎的研究
- 10) X線CTスキャナによる中国古代青銅器の構造技法解析
- 11) アジアの木地螺鈿—その源流、正倉院宝物への道をたどる—
- 12) 五胡十六国から北魏時代の出土陶俑に関する基礎研究
- 13) 海の東アジアが醸成した貝と漆の文化‘螺鈿’の再発見—その共通性と多様性を探る—（トヨタ財団研究助成）

② 公衆への観覧を図るための研究

特別展、特別陳列等の展示の対象となる文化財の調査研究を行い、展示に反映させるほか、次の研究課題に重点的に取り組む。

(東京国立博物館)

- 1) 博物館環境デザインに関する調査研究
- 2) 博物館教育に関する調査研究
- 3) 博物館資料・業務の情報処理に関する調査研究
- 4) 凸版印刷と協同で、ミュージアム・シアターでの公開に向けた研究を実施する。

(京都国立博物館)

- 1) 文化財情報に関する調査研究
- 2) 特別展覧会「高僧と袈裟」の開催に向けて、寺院所蔵品の調査研究を行う。
- 3) 特別展覧会「中国の書画」に向けて、旧上野コレクションと関連作品の調査研究を行う。
- 4) 特別展覧会「上田秋成」の開催に向けて、日本近世文学会と共同で調査研究を行う。
- 5) 特集陳列「園田湖城」の開催に向けて、篆刻資料の調査研究を行う。
- 6) 特別展覧会「法然」の開催に向けて、浄土宗寺院所蔵文化財の調査研究を行う。
- 7) 特別展覧会「細川家の至宝」（平成23年度）の開催に向けて永青文庫と共同で関連作品の調査研究を行う。
- 8) 特別展覧会「中国近代絵画（仮）」（平成23年度）の開催に向けて、旧須磨コレクションと関連作品の調査研究を行う。

(奈良国立博物館)

- 1) 南都諸社寺等に関する計画的な調査研究成果の一部を特別展「大遣唐使展」、「仏像修理100年」並びに特別

陳列「おん祭と春日信仰の美術」、「お水取り」及び本館の仏像展示に反映させる。

2) 我が国における仏教美術の展開と、中国・韓国の仏教文化が及ぼした影響の調査研究成果、及び当館所蔵品についての調査研究成果を生かし、本館仏像展示や平常展の充実を図る

(九州国立博物館)

1) 平成20年度特別展「工芸のいま 伝統と創造」に関連した九州・沖縄の伝統工芸作家への調査を受けて、継続的かつ発展的に調査研究活動を行なう。

2) 京都、九州における黄檗宗寺院に関する調査を進め、成果を特別展に反映する。

3) 日本、韓国、中国における馬文化に関する考古遺品、美術作品に関する調査を進め、成果を特別展に反映する。

4) 中国内モンゴル自治区出土の遼時代に属する考古遺物に関する調査研究を進め、成果を特別展に反映する。

5) 細川家伝来資料に関する調査を行なう。

6) 九博に関連する絵本の次シリーズの企画について検討する。

5 文化財の保存・修復に関する国際協力の推進

文化財の保存・修復に関する国際協力に関して、以下の事業を有機的・総合的に展開することにより、人類共通の財産である文化財の保存・修復に関する国際協力を通じて、我が国の国際貢献に寄与する。

(1) 文化財の保護制度や施策の国際動向及び国際協力等の情報を収集、分析して活用するとともに、国際共同研究を通じて保存・修復事業を実施するために必要な研究基盤整備を行う。また、国内の研究機関間の連携強化や共同研究、研究者間の情報交換の活発化、継続的な国際協力のネットワークを構築し、その成果をもとにアジア諸国において文化財の保存・修復事業を推進する。

① ユネスコ、ICOMOS、ICOMなどが行う主要な国際会合へ出席し、情報の収集を行うとともに諸外国の文化財保護施策等の調査を行う。アジア地域の文化財保護機関と連携して文化遺産国際ワークショップを行い、当該地域における文化財情報の収集に努めるとともに、今後の協力関係を築く基礎とする。また、国際協力に関する国内ワークショップを開催する。

② 文化財の保存修復事業及び国際共同研究事業を以下のように実施する。

ア カンボジア・アンコール遺跡群のタ・ネイ遺跡及び西トップ寺院遺跡において建築史的、考古学的、保存科学的調査を実施する。タイ・スコータイ遺跡及びアユタヤ遺跡では、生物被害に関する保存科学的調査研究を行う。

イ 敦煌莫高窟壁画保存と制作技法に関する現地調査及び研究を実施し、報告書を作成し、シンポジウムを開催する。また、陝西省墳墓壁画の記録保存についての方法研究を実施する。

ウ アフガニスタン（主としてパーミヤーン）及びイラクの文化財保存修復協力事業を実施し、また、あわせて周辺地域の文化財調査研究を実施し、西アジア諸国等における文化財の保存協力事業に役立てるとともに、これらの成果について報告書を作成する。

(2) 諸外国における文化財の保存・修復に関する技術移転を積極的に進める。また、アジア諸国の文化財保護担当者や保存・修復専門家などの人材養成に関する支援事業を国内外で実施するとともに、人材養成に必要な教材や教育手法に関する研究開発を行う。

ア 中国、アフガニスタン、イラク等の考古学、建造物、歴史資料及び保存科学等の保存専門家養成研修を国内並びに現地で実施する。

イ 国際協力機構、ユネスコアジア文化センター等が実施する研修への協力及び文化財保存修復に関する国際支援に係る調査を行う。

6 情報発信機能の強化

以下のとおり、調査・研究に基づく資料の作成及び文化財に関連する資料の収集・整理・保管を行うとともに、調査・研究成果を積極的に公表・公開し、研究者や広く一般の人が調査・研究成果を容易に入手できるようにする。

(1) 文化財関係の情報を収集して積極的に発信するため、ネットワークのセキュリティの強化及び高速化等に対応した情報基盤の整備・充実を図る。また、文化財情報の計画的収集・整理・保管及びそれらの電子化の推進による文化財に関する専門的アーカイブの拡充を行うとともに、調査研究に基づく成果としてのデータベースの充実を図る。

- ① ネットワークのセキュリティの強化及び高速化等に対応した情報基盤の整備・充実を図る。
- ② 文化財に関する専門的アーカイブの拡充を図る。
- ③ 文化財関係資料や図書の収集・整理・公開・提供について充実するよう努める。
- ④ 文化財情報電子化の研究に基づき、データベースの充実を図る。

(2) 文化財に関する調査・研究に基づく成果について、定期的な刊行物を平成18年度の実績以上刊行するとともに、公開講演会、現地説明会、国際シンポジウムの開催等により、積極的に公開・提供する。また、研究所の研究・業務等を広報するためホームページの充実を図り、ホームページアクセス件数を前期中期計画期間の年度平均以上確保する。

① 定期刊行物の刊行

- 『東京文化財研究所年報』
- 『東京文化財研究所概要』
- 『東文研ニュース』
- 『美術研究』(年3冊)
- 『日本美術年鑑』(年1冊)
- 『無形文化遺産研究報告』(年1冊)
- 『無形民俗文化財研究協議会報告書』(年1冊)
- 『保存科学』(年1冊)
- 『奈良文化財研究所紀要』
- 『奈良文化財研究所概要』
- 『奈文研ニュース』
- 『埋蔵文化財ニュース』

② 公開講演会、現地説明会、国際シンポジウムの開催等

- 国際シンポジウムの開催(年1回)
- 公開学術講座(オープンレクチャー)(年1回)
- 公開講演会(年6回)(特別公開講演会(2回:東京会場)、飛鳥資料館特別展に伴う講演会(2回)を含む。)
- 現地説明会(年6回)

③ ホームページアクセス件数の前期中期計画期間の年度平均以上の確保

(3) 黒田記念館、平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室、飛鳥資料館については、研究成果の公開施設としての役割を強化する観点から展示を充実させ、調査・研究成果の内容を広く一般に理解を深めてもらうことに資する。入館者数については、前期中期計画期間の年度平均以上確保する。

○ 黒田記念館における作品の展示公開

常設展(毎週木曜日、土曜日の午後開館)

共催展の開催(1回)

年間目標入館者数 10,600人

○ 平城宮跡資料館における展示・公開

常設展(月曜日、年末年始休館 無料公開 ただし平成22年4月24日～11月7日まで無休)

特別展(年1回)

企画展(年2回)

年間目標入館者数 72,500人

○ 飛鳥資料館における常設展示の充実と特別展示の開催

常設展示(月曜日、年末年始休館 有料公開 ただし平成22年4月1日～5月13日まで無料)

特別展示(年2回)

企画展の開催(年1回)

年間目標入館者数 55,400人

○藤原宮跡資料室における展示・公開

常設展（土・日曜日、祝日、休日、年末年始休館 無料公開）

年間目標入館者数 4,500人

（4）文化庁が行う平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の公開・活用事業に協力し、支援を実施する。また、宮跡等への来訪者に文化財に関する理解を深めてもらうため、解説ボランティア事業を運営するとともに、各種ボランティアに対して、活動機会・場所の提供等の支援を行う。

○平城宮跡解説ボランティア事業及び平城宮跡防災・防犯パトロール「平城宮跡みまもり隊」の運営

○各種ボランティアに対する活動機会・場所の提供、文化財に関する学習会の実施等への支援

（5）「平城遷都1300年記念事業」支援として、リニューアルオープンした平城宮跡資料館において、平城京についての最新の調査・研究の成果及び古代都城等に関する国際共同研究の成果を展示・公開する。また、宮跡内における他の機関の展示公開事業に対しても、学術的指導・助言をもって支援する。

以下のとおり、調査・研究に基づく資料の作成及び文化財に関連する資料の収集・整理・保管を行うとともに、調査・研究成果を積極的に公表・公開し、研究者や広く一般の人が調査・研究成果を容易に入手できるようにする。

（6）文化財情報の公開促進

文化財に関する情報を積極的に発信し、国内外における日本文化への理解を深める。

① ウェブサイト等による情報の発信

ウェブサイトのアクセス件数が増加するよう内容の充実を図る。

（東京国立博物館）

1）情報アーカイブにおいて公開中の文化財データベースの充実を図る。

2）携帯電話サイトによる情報提供サービスを実施する。

（京都国立博物館・奈良国立博物館）

1）携帯電話端末用ウェブサイトの充実を図り、利用者の拡大とサービスの向上を図る。

（京都国立博物館）

1）学術研究公開の一環として、研究紀要「学叢」をウェブサイトで公開する。

2）既刊の博物館ディクショナリーをウェブサイトに掲載するとともに、新刊の博物館ディクショナリーをメールマガジンで配信し、利用者の拡大を図る。

3）収蔵品貸与情報をウェブサイトにて公開する。

（奈良国立博物館）

1）当館保有の文化財の写真並びに研究成果の公開の充実を図る。

（九州国立博物館）

1）ウェブサイトで提供する情報の充実を図るとともに、利用者からの利便性を考慮した情報の発信に努める。

②-1 デジタル化の推進

（4 館共通）

1）収蔵品のデジタル画像による来館者への情報提供及びインターネットでの公開を継続して行う。

2）収蔵品の国宝・重要文化財について、5カ国語（日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語）の説明を付したデジタル高精細画像（e 国宝）を公開する。

3）75,700件（東京：73,000、京都：800、九州：1,900）の収蔵品写真のデジタル化を実施する。

4）当館所蔵の指定文化財の画像を高精細画像化し、ウェブサイト上で公開する。

（東京国立博物館）

1）収蔵品の基本情報のデータ化を推進し、公開にむけての検討を行う。

2）法隆寺献納宝物について、5カ国語（日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語）の説明を付したデジタル高精細画像（「法隆寺献納宝物デジタルアーカイブ」）等の提供を法隆寺宝物館にて継続して実施する。

（奈良国立博物館）

1）収蔵品について情報の整備を継続して実施し、収蔵品データベースの充実を図る。

2) 写真データベースの個別データを約2,000件追加更新する。

②-2 博物館関係資料の収集、レファレンス機能の強化

美術史・考古学その他の関連諸学に関する基礎資料及び国内外の博物館・美術館に関する情報及び資料について広く収集し、蓄積を図る。また、資料の登録や検索・利用については、最新の情報処理技術を用いた、活用しやすいシステムを開発する。

(4 館共通)

1) 約11,600件(東京：3,000、京都：5,000、奈良：3,000、九州：600)の収蔵品・出品作品等の写真撮影及び関連データを整備する。

(東京国立博物館)

1) 外部への公開を見据えた「列品管理プロトタイプデータベース」(学芸業務支援システム)の構築を進め、博物館機能の充実をはかる。

2) 資料館において、美術史等の情報及び資料を一般に広く公開するために、図書管理システムを軸とした図書資料などのデータ整備を推進し、レファレンス機能とサービスの充実を図る。

3) 法隆寺宝物館において、観覧者向け図書コーナーサービスを継続実施する。

4) 調査・研究・教育などに有益な情報及び関係資料を収集するための方針を策定する。

5) ナショナルセンターとしての国立博物館における資料館の機能の拡充に向け、閲覧スペースや書庫、事務室等の区画・配置をはじめ、資料館全体のあり方を再検討し、有効活用へ向けた利用計画を策定する。

(京都国立博物館)

1) 蔵書検索システム及び所蔵作品検索システムの構築を進める。

2) 学芸業務支援システムの構築を進める。

(奈良国立博物館)

1) 図書情報システム及び写真情報システムによる資料整備と情報蓄積を推進し、サービスの充実を図る。

2) 修理記録・古写真・ガラス乾板等の整理とデジタル化を推進し、運用方法について検討する。

3) 仏教美術資料研究センターの耐震補強工事完了後の再開に向けて、資料配置を全面的に見直し、資料の有効的な活用と効率的な運用について検討し、サービスの更なる充実を図る。

(九州国立博物館)

1) 海外調査で撮影した写真やビデオを展示や教育普及事業で活用するための整備を行う。

2) 対馬宗家文書データベースの効率的な運用を検討し、実施する。

3) 博物館資料(収蔵品、図書、写真など)データベースにおける業務の効率化に向けて、現行業務システムを全面的に見直し、より充実した第2次業務システム構築を目指す。

7 地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上

我が国の文化財に関する調査・研究のナショナルセンターとして、これまでの調査・研究の成果を活かし、国・地方公共団体等に対する専門的・技術的な協力・助言を行うことにより、我が国全体の文化財の調査・研究の質的向上に寄与する。また、専門指導者層を対象とした研修等を行い、文化財保護に必要な人材を養成する。

(1) 地方公共団体や大学、研究機関との連携・協力体制を構築し、これらの機関が有する文化財に関する情報の収集、知見・技術の活用、本法人が行った調査・研究成果の発信等を通じて、文化財に関する協力・助言の円滑かつ積極的な実施を行う。

埋蔵文化財保護行政に資する調査研究を行うとともに、地方公共団体等への協力・助言・専門的知識の提供等について管理・調整する。また、これまで蓄積した調査・研究の成果を活かし、他機関等との共同研究及び受託事業を実施する。

(2) 文化財に関する高度な研究成果をもとに地方公共団体等で中核となる文化財担当者に埋蔵文化財に関する研修、保存科学に関する保存担当学芸員研修を実施する。なお、参加者等に対するアンケート調査を行い、80%以上の満足度が得られるようにする。

また、東京藝術大学、京都大学、奈良女子大学との間での連携大学院教育を実施し、若手研究者の育成に寄与

する。

① 埋蔵文化財担当者研修

専門研修13課程、研修人数のべ163人

② 博物館・美術館等の保存担当学芸員研修を行う。

○ 期間 2 週間、受講生25名程度

③ 東京藝術大学、京都大学、奈良女子大学との間での連携

大学院教育の推進

○ 東京藝術大学：システム保存学（保存環境学、修復材料学）

○ 京都大学：共生文明学（文化・地域環境論）

○ 奈良女子大学：比較文化学（文化史論）

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(1) 各施設の共通的な事務の一元化による業務の効率化

財務、人事、企画事務の共通的な事務の一元化を推進し事務の効率化を図る。

1) 国立博物館各館における翌年度の展覧会企画等について「研究・学芸系職員連絡協議会」において連絡・調整を行い、企画機能強化を図る。

2) ネットワークの共通化及び、各施設ごとであったグループウェアの機構全体での統合・共通化を図り、業務の効率的な運用及び情報の共有化を推進する。

(2) 省エネルギー、リサイクルの推進

1) 光熱水量の使用状況を把握し、管理部門を中心に引き続き節減に努める。(年間1.03%減少)

2) 廃棄物の分別収集を徹底し、リサイクルを引き続き推進する。(一般廃棄物排出量を年間1.03%減少)

(3) 施設有効使用の推進

(博物館 4 施設)

1) 講座・講演会等を開催する。

2) 講堂等の利用案内を関係団体、学校等に対し積極的に行う。

3) 国際交流及び日本文化の紹介や入館者の拡大を目的としたコンサートなどを実施し、施設の有効利用を図る。

(文化財研究所 2 施設)

セミナー室、講堂等一般の利用の供することが可能な施設の有料貸付を実施するとともに、展示公開施設におけるミュージアムショップの運営委託等、施設の有効利用の推進を図る。

(4) 民間委託の推進

(東京国立博物館)

・施設管理・運営業務を継続して外部委託

・展示場における来館者対応等業務を継続して外部委託

・資料館業務の一部外部委託を継続して実施

(京都国立博物館)

・看視案内業務及び設備保全業務の一部外部委託

・通用門の受付・案内・警備業務、売札業務及び清掃業務の外部委託

・情報システムの運用・管理・開発業務の一部外部委託

(奈良国立博物館)

・建物設備の運転・管理業務の外部委託

・警備及び看視案内の一部並びに売札及び清掃業務の外部委託

(九州国立博物館)

・建物設備の運転・管理業務等の外部委託を継続して実施

・警備業務、看視案内業務及び清掃業務の外部委託

(東京文化財研究所・奈良文化財研究所)

- ・一般管理部門を含めた組織・業務の見直しを行い、民間委託をさらに積極的に進める。
- ・所の警備・清掃業務について民間委託を推進する。
- ・来所者サービスを中心に業務の見直しを行い、民間委託を積極的に進める。

(5) 一般競争入札の推進

- ・一般競争入札を推進することにより、経費の効率化を図る。
- ・独立行政法人整理合理化計画（19年12月24日閣議決定）の方針に基づき、東京国立博物館及び東京文化財研究所の施設管理・運営業務（展示等の企画運営を除く）については、21年度10月から、また、展示場における来館者対応等業務については、22年度4月から民間競争入札に基づく契約を実施する。

(6) 定量的な目標の設定

独立行政法人整理合理化計画（19年12月24日閣議決定）の方針に基づき、外部資金の活用及び自己収入の増大に向けて、以下の定量的な目標の達成を目指す。

- 1) 機構全体において、入場料収入（共催展を除く）及びその他収入について、1.16%の増加を目指す。
- 2) 機構全体において、寄附金226件及び科学研究費補助金76件の確保を目指す。

2 事業評価の実施及び職員の意識改善

理事長のリーダーシップのもとに、事業を推進する。

- 1) 自己点検評価や外部有識者による外部評価等を行い、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させる。
- 2) 各種研修・講習会を通じて、職員の理解促進、意識や取り組みの改善を図るとともに、職員を外部の研修に派遣し、その資質の向上を図る。

- 3) 20年度に実施した業務改善コンクールのフォローアップを行う。

3 機構が管理する情報の安全性向上のため、必要な措置をとる。

- 1) 機構の内部統制体制の整備を図る。
- 2) 機構が保有する知的財産権の管理体制の整備を図る。
- 3) 情報セキュリティポリシーを基に、機構が管理する情報の安全性向上を図る。

4 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）」を踏まえ、人件費の抑制を図る。

III 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算

別紙のとおり

2 収支計画

別紙のとおり

3 資金計画

別紙のとおり

IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

- (1) 近隣大学等との交流を進め、優秀な人材を確保する。
- (2) 各種研修を積極的に実施し、また、職員を外部の研修に派遣するなど、その資質の向上を図る。
- (3) 非公務員化のメリットを活かした制度の活用方法について引き続き検討する。

2 施設・設備に関する計画

別紙のとおり

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	8,192
施設整備費補助金	3,992
展示事業等収入	1,132
受託収入	26
計	13,342
支 出	
管理経費	1,695
うち人件費	715
うち一般管理費	980
業務経費	7,629
うち人件費	2,450
うち調査研究事業費	1,517
うち情報公開事業費	155
うち研修事業費	22
うち国際研究協力事業費	303
うち展示出版事業費	157
うち展覧事業費	2,905
うち教育普及事業費	120
施設整備費	3,992
受託事業費	26
計	13,342

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	7,222
経常経費	7,222
管理経費	1,298
うち人件費	715
うち一般管理費	583
業務経費	5,530
うち人件費	2,450
うち調査研究事業費	902
うち情報公開事業費	92
うち研修事業費	13
うち国際研究協力事業費	180
うち展示出版事業費	94
うち展覧事業費	1,728
うち教育普及事業費	71
受託事業費	26
減価償却費	368
収益の部	7,222
運営費交付金収益	5,696
展示事業等の収入	1,132
受託収入	26
資産見返運営費交付金戻入	269
資産見返物品受贈額戻入	99

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	13,342
業務活動による支出	6,854
投資活動による支出	6,488
資金収入	13,342
業務活動による収入	9,350
運営費交付金による収入	8,192
展示事業等による収入	1,132
受託収入	26
投資活動による収入	3,992
施設整備費補助金による収入	3,992

施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・整備の内容	予 定 額	財 源
京都国立博物館 平常展示館建替工事 (19年度～24年度)	3,992	施設整備費補助金

9. 関係法規一覧

○独立行政法人国立文化財機構業務方法書

平成十三年四月二日

文部科学大臣認可

改正 平成十七年四月一日

改正 平成十九年四月一日

(目的)

第一条 独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号。以下「機構法」という。）第三条に規定する目的を達成するため、その業務に関し、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第一項の規定に基づき、この業務方法書を定める。

(業務運営の基本方針)

第二条 機構の業務は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期するとともに、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るよう執行しなければならない。

(博物館の設置)

第三条 機構が設置する博物館（以下「各博物館」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 東京国立博物館
 - イ 本館
 - ロ 平成館
 - ハ 東洋館
 - ニ 法隆寺宝物館
 - ホ 表慶館
 - ヘ 黒田記念館
 - ト 資料館
 - チ その他の施設
- 二 京都国立博物館
 - イ 本館
 - ロ 新館
 - ハ 文化財保存修理所
 - ニ その他の施設
- 三 奈良国立博物館
 - イ 本館
 - ロ 西新館
 - ハ 東新館
 - ニ 仏教美術資料研究センター
 - ホ 文化財保存修理所
 - ヘ その他の施設
- 四 九州国立博物館
 - イ 本館

(文化財研究所の業務を行うための施設)

第四条 機構は、各博物館以外に次に掲げる施設（以下「各文化財研究所」という。）において業務を行う。

- 一 東京文化財研究所
- イ 東京文化財研究所本庁舎
- ロ その他の施設
- 二 奈良文化財研究所
- イ 奈良文化財研究所本庁舎
- ロ 平城宮跡資料館
- ハ 都城発掘調査部（飛鳥・藤原地区）庁舎
- ニ 飛鳥資料館
- ホ その他の施設

（施設の維持管理）

第五条 機構は、各博物館及び各文化財研究所の施設を常に良好な状態で維持管理しなければならない。

（収集、保管及び一般の観覧）※機構法第十二条第一項第二号

第六条 機構は、各博物館において次に掲げる文化財を収集し、保管して一般の観覧に供する。

- 一 日本及び東洋の絵画、彫刻、書跡等
 - 二 日本及び東洋の金工、刀剣、陶磁、漆工、染織等
 - 三 日本及び東洋の考古資料
 - 四 日本及び東洋の歴史・民族資料
 - 五 その他の有形文化財
- ２ 機構は、必要に応じて各博物館以外の場所において、前項に掲げる文化財を一般の観覧に供することができる。
- ３ 機構は、第一項に掲げる文化財を博物館その他これに類する施設と貸借することができる。

（教育及び普及）

第七条 機構は、次に掲げる教育及び普及の事業を行う。

- 一 講演会、講座、シンポジウム、列品解説等
- 二 定期刊行物、図版目録、展覧会目録、研究論文、調査報告書、パンフレット、ガイドブック等の刊行
- 三 その他の事業

（博物館の供用）

第八条 機構は、各博物館を文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供することができる。

（文化財に関する調査及び研究）

第九条 機構は、次に掲げる文化財に関する調査及び研究を行う。

- 一 美術に関する調査及び研究
- 二 無形文化財、無形民俗文化財及び文化財保存技術に関する調査及び研究
- 三 建造物及び伝統的建造物群に関する調査及び研究
- 四 考古資料及びその他の歴史資料に関する調査及び研究
- 五 遺跡に関する調査及び研究
- 六 文化的景観に関する調査及び研究
- 七 埋蔵文化財に関する調査及び研究
- 八 平城宮跡、藤原宮跡及び飛鳥地域における宮跡その他の遺跡に関する調査及び研究
- 九 文化財の保存に関する調査及び研究

- 十 文化財の修復に関する調査及び研究
- 十一 文化財の情報及び資料に関する調査及び研究
- 十二 前各号の業務に関する国際共同研究
- 十三 文化財の管理方法及び展示方法に関する調査及び研究
- 十四 その他文化財の収集、保管及び一般の観覧の充実に資する調査及び研究

(調査及び研究成果の普及及び活用の促進)

第十条 機構は、前条の調査及び研究に基づき、次に掲げる資料を作成し、公表する。

- 一 調査報告、研究成果報告、研究論文等
 - 二 写真、絵図、映像記録、音声記録等
 - 三 復元模型、複製品等
 - 四 データベース
 - 五 その他
- 2 前項により作成した資料は、次に掲げる方法を用いて公開し、成果の普及を図るとともにその活用を促進する。
- 一 研究発表会、公開学術講座、公開講演会、現地説明会等の開催
 - 二 年報、調査報告書、研究成果報告書、研究論文集、図録等の刊行
 - 三 黒田記念館、飛鳥資料館、平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室における展示・公開
 - 四 データベース検索サービスの提供
 - 五 ホームページ、広報資料等への掲載
 - 六 その他
- 3 機構は、調査及び研究成果を活用して海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力を行う。

(情報及び資料の収集、整理及び提供)

第十一条 機構は、次に掲げる文化財に関する国内外の情報及び資料を収集し、整理し、提供する。

- 一 図書、逐次刊行物、研究成果報告書、調査報告書、地図、絵図、拓本等
 - 二 写真、スライド、マイクロフィルム、磁気媒体、光ディスク、レコード等
 - 三 その他の情報及び資料
- 2 前項により収集及び整理した情報及び資料は、閲覧、刊行物、ホームページその他の方法を用いて一般の利用に供する。

(研修) ※機構法第十二条第一項第八号

第十二条 機構は、第六条、第七条及び第九条から前条までの業務に関し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これに類する施設（以下「地方公共団体等」という。）の職員の資質の向上を図るため、次に掲げる研修を行うとともに、地方公共団体等が行う研修への協力を行う。

- 一 文化財の保存修復に関する研修
- 二 埋蔵文化財の発掘、測量、写真撮影、報告書作成等に関する研修
- 三 その他

(援助及び助言)

第十三条 機構は、第六条、第七条及び第九条から第十一条までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行う。

(附帯業務)

第十四条 機構は、第三条及び第六条から前条までに定める業務に附帯する業務を行う。

(国際文化交流の振興)

第十五条 機構は、第三条及び第六条から前条までに定める業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、国際文化交流の振興を目的とする展覧会その他の催しを主催し、又は各博物館をこれらの利用に供することができる。

(料金の徴収)

第十六条 機構は、第六条から前条までに定める業務に伴い、別に定める料金を徴収することができる。

(業務委託の基準)

第十七条 機構は、第三条及び第五条から前条までの業務について、当該業務が確実実施でき、また、委託する合理的な事由がある場合には、これらの業務の一部を外部の者に委託してこれを行うことができる。

2 受託者の選定及び契約の方法等について必要な事項は、別に定める。

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第十八条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他の別に規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

(外部資金)

第十九条 機構は、機構法第三条に規定する目的に資するため、寄附金その他の外部資金を受け入れることができる。

2 外部資金の受け入れについて必要な事項は、別に定める。

(九州国立博物館の業務運営)

第二十条 機構は、福岡県等と連携協力を図り、九州国立博物館の業務運営を行う。

(業務細則の作成)

第二十一条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、機構の業務に関し必要な細則を定める。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

1 予算（中期計画の予算）

平成18年度～平成22年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	43,759
施設整備費補助金	22,707
文化芸術情報電子化推進費補助金	700
展示事業等収入	5,545
受託収入	130
計	72,841
支 出	
管理経費	12,109
うち人件費	4,164
うち一般管理費	7,945
業務経費	37,195
うち人件費	13,216
うち調査研究事業費	7,240
うち情報公開事業費	803
うち研修事業費	113
うち国際研究協力事業費	1,573
うち展示出版事業費	818
うち展覧事業費	12,807
うち教育普及事業費	625
施設整備費	22,707
文化芸術情報電子化推進費	700
受託事業費	130
計	72,841

【人件費の見積り】

（業務部門人件費 11,091百万円）
 （管理部門人件費 3,252百万円）

但し、上記の額は、役職員に対し支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額であり、退職金、福利厚生費を含まない。

（運営費交付金の算定方法）

下記算定ルールに基づき算定。

（運営費交付金の算定ルール）

（1）業務部門人件費

毎事業年度の業務部門人件費（P）については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = P(y-1) \times \alpha (\text{係数}) \times \sigma (\text{係数})$$

$P(y)$: 当該事業年度における業務部門人件費。 $P(y-1)$ は直前の事業年度における $P(y)$ 。

α : 効率化係数 (業務部門人件費)。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当については、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

(2) 業務経費

毎事業年度の業務経費 (R) については、以下の数式により決定する。

$$R(y) = (R(y-1) - \varepsilon(y-1)) \times \beta (\text{係数}) \times \theta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) + \varepsilon(y)$$

$R(y)$: 当該事業年度における業務経費。 $R(y-1)$ は直前の事業年度における $R(y)$ 。

$\varepsilon(y)$: 特殊業務経費。新規施設の整備・竣工、政府主導による重点施策の実施、法令改正に伴い必要となる措置、事故の発生等の事由により時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。 $\varepsilon(y-1)$ は直前の事業年度における $\varepsilon(y)$ 。

β : 効率化係数 (業務経費)。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

θ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ : 業務政策係数。自己収入に係る支出を勘案し、また事業の進展により必要経費が大幅に変わることを勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な計数値を決定。

(3) 管理部門人件費

毎事業年度の管理部門人件費 (P_k) については、以下の数式により決定する。

$$P_k(y) = P_k(y-1) \times \delta (\text{係数}) \times \sigma (\text{係数})$$

$P_k(y)$: 当該事業年度における管理部門人件費。 $P_k(y-1)$ は直前の事業年度における $P_k(y)$ 。

δ : 効率化係数 (管理部門人件費)。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当については、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

(4) 一般管理費

毎事業年度の一般管理費 (R_k) については、以下の数式により決定する。

$$R_k(y) = R_k(y-1) \times \pi (\text{係数}) \times \theta (\text{係数})$$

$R_k(y)$: 当該事業年度における一般管理費。 $R_k(y-1)$ は直前の事業年度における $R_k(y)$ 。

π : 効率化係数 (一般管理費)。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

θ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(5) 自己収入

毎事業年度の自己収入 (受託研究を除く。) (E) の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$E(y) = E(y-1) \times \mu (\text{係数})$$

$E(y)$: 当該事業年度における自己収入の見積り額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

μ : 収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(6) 運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金 (A) については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = P(y) + R(y) + P_k(y) + R_k(y) - E(y) \times \lambda (\text{係数})$$

A (y) : 当該事業年度における運営費交付金。

λ : 収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

・運営費交付金の見積りについては、中期計画期間中に、人件費 ($\Delta 5\%$ (退職手当等を除く))、一般管理費 ($\Delta 15\%$)、業務経費 ($\Delta 5\%$) と仮定して試算。

・また、一般管理費 (物件費) の10%相当を5ヶ年計画 (23年度まで) により抑制することとし、中期計画期間中の各年度の削減額 ν (統合効果) を試算。

・人件費の見積りについては、 σ (人件費調整係数) は変動がないもの ($\pm 0\%$) として試算。

・ θ (消費者物価指数) は勘案せず、 r (業務政策係数) を一律1として試算。

・自己収入の見積りについては、 μ (収入政策係数) は平成18年度予算額を基準として各事業年度一律1%の増額、 λ (収入調整係数) は、一律1として試算。

・施設整備費補助金については、平成19年度以降の施設・設備整備計画に基づき試算。

・文化芸術情報電子化推進費補助金については、平成21年度の予算に基づき試算。

2 収支計画

平成18年度～平成22年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	42,667
経常経費	42,667
管理経費	9,898
うち人件費	4,164
うち一般管理費	5,734
業務経費	30,522
うち人件費	13,216
うち調査研究事業費	5,225
うち情報公開事業費	580
うち研修事業費	82
うち国際研究協力事業費	1,135
うち展示出版事業費	590
うち展覧事業費	9,243
うち教育普及事業費	451
受託事業費	130
減価償却費	2,117
収益の部	42,667
運営費交付金収益	34,875
展示事業等の収入	5,545
受託収入等	130
資産見返運営費交付金戻入	433
資産見返物品受贈額戻入	1,684

3 資金計画

平成18年度～平成22年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	72,841
業務活動による支出	41,250
投資活動による支出	31,591
資金収入	72,841
業務活動による収入	50,134
運営費交付金による収入	43,759
展示事業等による収入	5,545
受託収入	130
文化芸術情報電子化推進費補助金による収入	700
投資活動による収入	22,707
施設整備費補助金による収入	22,707

施設・設備に関する計画

施設・整備の内容	予定額 (単位:百万円)	財 源
東京国立博物館 東洋館耐震補強等改修工事	3,239	施設整備費補助金
京都国立博物館 平常展示館建替工事 (19年度～23年度)	15,473	施設整備費補助金
奈良国立博物館 西新館免震陳列ケース新設	500	施設整備費補助金
文化財最先端研究設備整備	26	施設整備費補助金
奈良文化財研究所 本館改築(20年度～25年度)	3,469	施設整備費補助金

(脚注)

金額については見込みである。

また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立文化財機構組織規程第20条の規定に基づき、国立文化財機構（以下「機構」という）が設置する東京文化財研究所及び奈良文化財研究所（以下「研究所」という。）の組織、職制及び事務の分掌について定めることを目的とする。

(職制)

第2条 研究所に置く研究職は、上席研究員、主任研究員及び研究員とする。

(副所長)

第3条 研究所に副所長を置く。

2 副所長は所長を補佐する。

3 副所長は、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行う。

第4条 部、センター、課及び室にはそれぞれ部長、センター長、課長、及び室長を置く。

2 飛鳥資料館に館長を置く。

2の2 奈良文化財研究所都城発掘調査部に副部長を置く。

3 東京文化財研究所企画情報部に副部長を保存修復科学センターに副センター長を置くことができる。

4 部長（管理部長を除く）、センター長、副部長及び副センター長は上席研究員をもって充てる。

5 部長及びセンター長は、上司の命を受け、当該部及びセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 副部長は部長を副センター長はセンター長を補佐する。

7 室長（管理部に置く室を除く）は上席研究員又は主任研究員をもって充てる。

8 課長及び室長は、上司の命を受け、当該課及び室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

9 上席研究員及び主任研究員（部長、センター長、副部長、副センター長及び室長は除く。）は、上司の命を受け、当該部又はセンターの専門的事項の調査研究について連絡調整し、及びその指導に当たる。

10 課には必要に応じ補佐を置くことができる。

11 課長補佐は、課長を補佐する。

12 係に係長を置く。

13 係長は、上司の命を受け、当該係の事務を処理する。

14 課及び室には必要に応じて主任を置く。

15 主任は、上司の命を受け、課の事務のうち特定の事項を処理する。

16 課及び室に専門員及び専門職員を置くことができる。

17 専門員は、上司の命を受け高度の専門的知識を必要とする事務を処理する。

18 専門職員は、上司の命を受け専門的知識を必要とする事務を処理する。

(首席研究員)

第5条 研究所の部又はセンターに首席研究員を置くことができる。

(1) 首席研究員は上席研究員のうち、特に顕著な業績を有する者から各研究所長が命ずるものとする。

2 各所長は首席研究員を命じたときは、すみやかに理事長に報告するものとする。

(東京文化財研究所管理部の所掌事務)

第6条 管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 東京文化財研究所の職員の人事に関すること。

(2) 東京文化財研究所の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

(3) 機密に関すること。

- (4) 所長の公印及び所印の保管に関すること。
 - (5) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
 - (6) 東京文化財研究所の所掌事務に関する連絡調整に関すること。
 - (7) 東京文化財研究所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
 - (8) 国際協力、研究交流に係る企画及び立案に関すること。
 - (9) 研修及び国際研究集会の実施に関すること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、東京文化財研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- (管理部に置く室)

第7条 管理部に管理室を置く。

2 管理室は前条に掲げる事務をつかさどる。

(企画情報部の所掌事務)

第8条 企画情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 各部及び各センターにおける文化財情報の管理の統括を行うこと。
- (2) 文化財所有者からの調査研究についての依頼の調整及び成果のとりまとめを行うこと。
- (3) 美術に関する調査及び研究を行うこと。
- (4) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(企画情報部に置く室)

第9条 企画情報部に情報システム研究室、文化財アーカイブズ研究室、文化形成研究室、近・現代視覚芸術研究室及び広領域研究室を置く。

2 情報システム研究室においては、前条第1号に掲げる事務のうち、東京文化財研究所の情報システムの管理・運営及び研究成果の公開に関するものをつかさどる。

3 文化財アーカイブズ研究室においては、前条第1号に掲げる事務のうち、文化財に関する情報及び資料の収集、整理、公開に関するもの並びに前条第2号に掲げる事務をつかさどる。

4 文化形成研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、日本、東洋の古代、中世、近世美術に関するものをつかさどる。

5 近・現代視覚芸術研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、日本、東洋の近代、現代及び西洋美術に関するもの並びに黒田記念館に関する事務をつかさどる。

6 広領域研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、日本、東洋美術に関して人文、自然科学にわたる広領域に関するものをつかさどる。

(無形文化遺産部の所掌事務)

第10条 無形文化遺産部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 我が国の無形文化財、無形民俗文化財、文化財保存技術の保存・継承に関する調査研究を行うこと。
- (2) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(無形文化遺産部に置く室)

第11条 無形文化遺産部に無形文化財研究室、無形民俗文化財研究室及び音声・映像記録研究室を置く。

2 無形文化財研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、無形文化財及び文化財保存技術に関するものをつかさどる。

3 無形民俗文化財研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、無形民俗文化財に関するものをつかさどる。

4 音声・映像記録研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、音声及び映像記録に関するものをつかさどる。

(保存修復科学センターの所掌事務)

第12条 保存修復科学センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 文化財の保存に関する科学的な調査及び研究を行うこと(文化遺産国際協力センターの所掌に属するものを除く。)

(2) 文化財の修復に関する科学的な調査及び研究並びに文化財の修復のための技術に関する調査及び研究を行う

こと（文化遺産国際協力センターの所掌に関するものを除く。）

(3) 前各号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(保存修復科学センターに置く室)

第13条 保存修復科学センターに保存科学研究室、分析科学研究室、生物科学研究室、修復材料研究室、伝統技術研究室及び近代文化遺産研究室を置く。

2 保存科学研究室は、前条第1号及び第3号に掲げる事務のうち、物理的手法による調査及び研究に関するものをつかさどる。

3 分析科学研究室は、前条第1号及び第3号に掲げる事務のうち、化学的手法による調査及び研究に関するものをつかさどる。

4 生物科学研究室は、前条第1号及び第3号に掲げる事務のうち、生物学的手法による調査及び研究に関するものをつかさどる。

5 修復材料研究室は、前条第2号及び第3号に掲げる事務のうち、文化財の修復に関わる新材料、伝統材料に関するものをつかさどる。

6 伝統技術研究室は、前条第2号及び第3号に掲げる事務のうち、絵画、工芸品、建築など伝統的技法が基本となる修復に関するものをつかさどる。

7 近代文化遺産研究室は、前条第2号及び第3号に掲げる事務のうち、新材料及び新技術を応用した修復方法に関するものをつかさどる。

(文化遺産国際協力センターの所掌事務)

第14条 文化遺産国際協力センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 文化財の保存及び修復に係る国際協力を行うこと。

(2) 前号の事務に関する調査及び研究を行うこと。

(3) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(4) 第1号の事務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

(文化遺産国際協力センターに置く室)

第15条 文化遺産国際協力センターに国際情報研究室、保存計画研究室及び地域環境研究室を置く。

2 国際情報研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、国際社会における文化財に関する理念、法制度等文化財と社会に関するもの及び人材養成、並びに文化財研究所が行う国際協力等の専門的事項についての連絡調整に関するものをつかさどる。

3 保存計画研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、世界各国・地域の文化財の保存、整備、修景計画及び活用計画並びに地域開発及び観光開発と文化財の関わりに関するものをつかさどる。

4 地域環境研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、世界各国・地域の文化財の保存に関わる自然環境、歴史的・人文的環境及び経済的環境に関するものをつかさどる。

(共通事務)

第16条 企画情報部、無形文化遺産部、保存修復科学センター及び文化遺産国際協力センター並びにこれらに置かれる室は、第六条から前条までに掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) その所掌事務に関し、地方公共団体並びに文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これに類する施設（以下「地方公共団体等」という。）の職員に対する研修を行うこと。

(2) その所掌事務に関し、地方公共団体等に対し、援助及び助言を行うこと。

(奈良文化財研究所管理部の所掌事務)

第17条 管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 奈良文化財研究所の職員の人事に関すること。

(2) 奈良文化財研究所の職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

(3) 機密に関すること。

(4) 所長の官印及び所印の保管に関すること。

- (5) 公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (6) 奈良文化財研究所の所掌事務に関する連絡調整に関すること。
- (7) 奈良文化財研究所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- (8) 奈良文化財研究所の財産及び物品の管理に関すること。
- (9) 奈良文化財研究所の所掌事務に係る遺跡その他の資料の保全のための警備に関すること。
- (10) 奈良文化財研究所が行う研修に関すること。
- (11) 奈良文化財研究所の施設及び設備の維持並びに管理に関する事務を処理すること。
- (12) 奈良文化財研究所の保有する資料の展示、公開及び活用に関する事務を処理すること。
- (13) 奈良文化財研究所の情報基盤の整備並びに管理に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、奈良文化財研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(管理部に置く課)

第18条 管理部に、管理課、業務課及び文化財情報課を置く。

- 2 管理課は、前条第1号から第8号まで及び第14号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 業務課は、前条第9号から第11号に掲げる事務をつかさどる。
- 4 文化財情報課は、前条第12号及び第13号に掲げる事務をつかさどる。

(企画調整部の所掌事務)

第19条 企画調整部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 奈良文化財研究所が行う研究に係る事業の実施についての総合調整を行う。
- (2) 奈良文化財研究所の所掌事務に関し、地方公共団体等の職員に対する研修及び地方公共団体等に対し、援助及び助言を行うこと。
- (3) 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (4) 奈良文化財研究所の情報システムの管理及び運営に関すること。
- (5) 奈良文化財研究所が行う国際協力、国際交流及び国際研修等を行うこと。
- (6) 奈良文化財研究所の研究成果及び保有する資料の展示、公開、活用に関すること。
- (7) 文化財に関する写真の製作及び管理を行うこと。

(企画調整部に置く室)

第20条 企画調整部に企画調整室、文化財情報研究室、国際遺跡研究室、展示企画室及び写真室を置く。

- 2 企画調整室においては、前条第1号から第2号までの事務をつかさどる。
- 3 文化財情報研究室においては、前条第3号から第4号までの事務をつかさどる。
- 4 国際遺跡研究室においては、前条第5号の事務をつかさどる。
- 5 展示企画室においては、前条第6号の事務をつかさどる。
- 6 写真室においては、前条第7号の事務をつかさどる。

(文化遺産部の所掌事務)

第21条 文化遺産部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 歴史資料（考古資料を含む）及びその他の資料（都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く）に関する調査及び研究を行うこと。
- (2) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成及びその公表を行うこと。
- (3) 歴史資料（考古資料を含む）及びその他の資料（都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く）に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (4) 建造物及び伝統的建造物群に関する調査及び研究を行うこと。
- (5) 前号の調査及び研究に基づき資料の作成並びにその公表を行うこと。
- (6) 建造物及び伝統的建造物群に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (7) 宮跡等整備に伴う専門的・技術的な調査及び研究を行うこと。
- (8) 庭園及び文化的景観に関する調査及び研究を行うこと。

- (9) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成及びその公表を行うこと。
- (10) 庭園及び文化的景観に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (11) 遺跡の保存・整備・活用（都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く）に関する調査及び研究を行うこと。
- (12) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成及びその公表を行うこと。
- (13) 遺跡の保存・整備・活用（都城発掘調査部、埋蔵文化財センター及び飛鳥資料館の所掌に属するものを除く）に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

(文化遺産部に置く室)

第22条 文化遺産部に、歴史研究室、建造物研究室、景観研究室及び遺跡整備研究室を置く。

- 2 歴史研究室は、前条第1号から第3号までの事務をつかさどる。
- 3 建造物研究室は、前条第4号から第7号までの事務をつかさどる。
- 4 景観研究室は、前条第8号から第10号までの事務をつかさどる。
- 5 遺跡整備研究室は、前条第7号及び第11号から第13号までの事務をつかさどる。

(都城発掘調査部の所掌事務)

第23条 都城発掘調査部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 平城宮跡（平城京域、南都諸大寺を含む。以下「平城宮跡等」という。）、藤原宮跡及び飛鳥地域における宮跡その他の遺跡（以下「藤原宮跡等」という。）の発掘調査を行うこと。
- (2) 平城宮跡等及び藤原宮跡等に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 前2号の業務に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- (4) 平城宮跡等及び藤原宮跡等に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (5) 平城宮跡等及び藤原宮跡等整備に係る専門的・技術的な調査及び研究を行うこと。
- (6) 平城宮跡等及び藤原宮跡等の整備に関して、専門的・技術的な指導及び助言を行うこと。

(都城発掘調査部に置く室)

第24条 都城発掘調査部に、考古第一研究室、考古第二研究室、考古第三研究室、遺構研究室及び史料研究室を置く。

- (1) 考古第一研究室は、前条第1号から第4号までに掲げる事務のうち、木器、金属器等の遺物に関するものをつかさどる。
- (2) 考古第二研究室は、前条第1号から第4号までに掲げる事務のうち、土器等の遺物に関するものをつかさどる。
- (3) 考古第三研究室は、前条第1号から第4号までに掲げる事務のうち、瓦等の遺物に関するものをつかさどる。
- (4) 遺構研究室は、前条第1号から第5号までに掲げる事務のうち、遺構、計測及び修景に関するものをつかさどる。
- (5) 史料研究室は、前条第1号から第4号に掲げる事務のうち、木簡及び史料に関するものをつかさどる。

2 副部長は、前条第1号から第6号に掲げる事務のうち、平城宮跡等又は藤原宮跡等の事務を掌理する。

(埋蔵文化財センターの所掌事務)

第25条 埋蔵文化財センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 埋蔵文化財に関する調査及び研究を行うこと。
- (2) 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- (3) 埋蔵文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

(埋蔵文化財センターに置く室)

第26条 埋蔵文化財センターに保存修復科学研究室、環境考古学研究室、年代学研究室及び遺跡・調査技術研究室を置く。

- 2 保存修復科学研究室は、前条第1号から第3号に掲げる事務のうち、遺物・遺構の保存科学的な処理に関するものをつかさどる。

- 3 環境考古学研究室は、前条第1号から第3号に掲げる事務のうち、動植物遺存体等の調査法及び分析技術に関するものをつかさどる。
- 4 年代学研究室は、前条第1号から第3号に掲げる事務のうち、埋蔵文化財等の年代学に関するものをつかさどる。
- 5 遺跡・調査技術研究室は、前条第1号から第3号に掲げる事務のうち、埋蔵文化財の調査・研究手法及び測量・探査等に関するものをつかさどる。

(飛鳥資料館の所掌事務)

第27条 飛鳥資料館は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 飛鳥地域に関する考古資料、歴史資料、建造物、絵画、彫刻、古文書その他の資料の収集、保管、展示、模写、模造、写真の作成、調査研究及び解説を行うこと。
- (2) 飛鳥地域に関する図書、写真その他の資料の収集、整理、保管、展示、閲覧及び調査研究を行うこと。
- (3) 飛鳥資料館の事業に関する出版物の編集及び刊行並びに普及宣伝を行うこと。

(飛鳥資料館に置く室)

第28条 飛鳥資料館に学芸室を置く。

- 2 学芸室は、前条に掲げる事務をつかさどる。

(その他)

第29条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

- 2 研究所に置く管理部各課及び室の組織並びに所掌事務は、各研究所の所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月14日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年3月27日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

- 2 第4条第2の2項に規定する都城発掘調査部副部長は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、暫定的に置くものとする。